

第九十回国会 地方行政委員会 議 録 第三号

昭和五十四年十二月七日(金曜日)

午前十三時三十分開議

出席委員

委員長 堀谷 一夫君

理事 石川 要三君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 三谷 秀治君

理事 池田 淳君

理事 小澤 潔君

理事 龜井 善之君

理事 北口 博君

理事 椎名 素夫君

理事 井岡 大治君

理事 細谷 治嘉君

理事 齋藤 実君

理事 安藤 廉君

理事 田島 衛君

出席政府委員

自治大臣 後藤田正晴君

自治政務次官 安田 貴六君

自治大臣官房審議官 花岡 圭三君

自治省行政局長 官尾 盤君

自治省行政局長 官尾 盤君

委員外の出席者

内閣官房内閣審議官 末次 彬君

大蔵省主計局共済課長 野尻 榮典君

厚生省年金局長 佐々木喜之君

自治大臣官房房地政策課長 末吉 興一君

自治省行政局長 望月 美之君

自治省行政局長 望月 美之君

自治省行政局長 望月 美之君

自治省行政局長 望月 美之君

自治省行政局長 望月 美之君

自治省行政局長 望月 美之君

自治省行政局長 望月 美之君

自治省行政局長 望月 美之君

自治省行政局長 望月 美之君

自治省行政局長 望月 美之君

地方行政委員会 岡田 純夫君
調査室長

委員の異動

十二月七日

辞任

丹羽 雄哉君

同日

辞任

浦野 休典君

補欠選任

浦野 休典君

補欠選任

丹羽 雄哉君

十二月六日

高等学校増設のため地方税財政制度改善に関する請願(大野潔君紹介)(第一四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

堀谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出に係る昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川省吾君。

○小川(省)委員 自治省にお伺いをいたしたいと思います。

この法案をめぐって、理事会の中でいろいろな議論がありました。国家公務員共済が通らなければ何だとか、大蔵委員会の審議を踏まえていろいろな議論があったわけですが、地方公務員

というものは、各任命権者のもとで独立をしてやられている労働者でございますから、そういう意味では地方公務員は、大蔵の審議を経なくても独自で処置できるというふうに私は当然思っています

が、それならば地方公務員というのとは一体どういうものなのだ、こういう議論が実は出てくるわけでありまして、地方公務員というものは国家公務員に準じなければならぬものなのかどうか、こういう点について大臣の考え方をまず伺いたいと思います。

○後藤田國務大臣 御説のように、地方団体は地方団体として独自の立場を持っておるわけでございますけれども、公務員という立場においてはひとしく共通するものがございまして、従来から地方公務員の制度等も、根本的な性格は同じでございますので、給与その他すべて国家公務員に準じて取り扱うのだ、こういうことになっておりますので、やはり基本性格が同じである以上、この問題についても歩調を合わせてという考え方で対処しておる次第でございます。

○小川(省)委員 そこで伺いたのですが、国家公務員共済組合法の審議をされて確認された事項については、地方公務員共済法についても適用されてくる、準用されてくるといいますが、そういう形になると思いますが、そういう理解でよいわけですか。

○官尾政府委員 国家公務員共済年金制度と地方公務員共済年金制度におきましては、公務員制度の一環としてその基本的な性格が同一でございますので、地方公務員独自のものを除きましてはその制度の仕組みが全く同一になっておるわけでございます。このため、両者に共通する事項につきましては従来から、密接な連絡を図りながら歩調を合わせてきてまいったところでございます。した

が、いまして、今回の改正案をめぐりまして大蔵委員会の審議の過程において提起された問題点につきましては、大蔵省と密接な連絡をとり、その取り扱いについて十分協議をし、対処してまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 今回、施行法十条の特例年金制度の創設がうたわれております。PTA雇用等の学校給食従事者等、その他政令で定める特定の業務の従事期間を資格期間として認める年金支給の道を講じようとしておられるわけですが、大変結構なことだと思っております。私は、五十年改正のときにこの問題はほとんど片がついたのではないかと感じておりましたが、まだかなり残っております。

そこで、政令で定める特定の業務の内容ということでありましても、想定されるものにはどのようなものがあるのですか。

○官尾政府委員 今回の改正案におきまして、特定事務従事者としていたしましてこれらの職務に従事していた期間をいわゆる資格期間とする措置を講じようとするものの範囲でございますけれども、これは政令で規定をする事項になりますので、政令の段階で具体的に決まるわけでございますが、現在私どもが予定をいたしておりますものとして、規定しております身体障害者福祉法第二十一条の三に規定しております身体障害者家庭福祉員の事務、第二は狂犬予防法第六に規定をいたしております狂犬病予防員の事務、第三は売春防止法第三十五条に規定をいたしております婦人相談員の事務、第四は老人福祉法第十二に規定をいたしております老人家庭福祉員の事務、第五は母子福祉法第七条に規定をいたしております母子相談員の事務、第六といたしましては学校給食法第三条第一項に規定をいたしております学校給食に関する調理に従事する者の事務、第七といたしましては

国民健康保険法第七十六条に規定しております保険料または国民年金法第八十七条に規定いたしております保険料の収納に従事する者の事務、その他これらに類する若干のものにつきまして、そういった特定事務に従事しておる者について指定をいたそうという考え方を持っております。

○小川(省)委員 学校給食調理員や母子相談員等は五十年改正で救われたわけですね。しかし、東京都における母子相談員、これは非常勤の職員期間を持っておりまして、週四日制であるとか五日制であるとか、これは東京都だけでなく全国の都道府県がそうでありまして、そういう非常勤の職であります。しかし、現実には週六日勤めておるわけですが、非常勤の週四日とか五日があるために、いわゆる二十二日以上云々というものがあつて年金の支給の資格期間に認めておられない、こういうような事例があるわけでありまして、私はこれは当然五十年の改正で救われておつたと思つておりますが、東京都の母子相談員から実は深刻な陳情を受けてわかつたのですが、週四日勤務の非常勤であるということと救われていない。私はこういうものは当然五十年改正で救われたと思つたんだけど、まだ現状のまま来ておるようではありますが、こういう点についてはどのようにお考えですか。

○宮尾政府委員 ただいま御質問がありました職員の方々の問題についてでございますけれども、特定事務に従事しておるということで資格期間として認める要件といたしましては、当該特定事務に従事をしていない期間がその後の職員である期間に引き続いていなければ認めない、こういうことといたしておるわけでございます。したがって、その特定事務に従事をしていない期間と職員となつた期間とが引き続いていないようなケースにつきましては、このいわゆる特定事務従事者制度の対象とはされていない、こういう事例があるというふうに思っております。

○小川(省)委員 東京都の場合は、現に引き続い

て後々常勤になるわけですよ。そういう例がいまだにたくさん残されていますから、この点はよく都と協議をしていただいて、その人たちが救えるような状態を早急につくっていただきたいと思ひます。

先ほど想定をされる職種についてかなり細かい点にお触れになりましたけれども、たとえば緑のおばさんであるとか神縄の学校給食婦であるとかあるいは都のオリンピック土木作業員、こういうような問題も同様な職種として、特定事務従事者として含まれるものだというように理解をしてよろしいわけですか。

○望月説明員 お答えをいたします。

もう先生御存じと思いますが、実は昭和五十年改正の際には、PTA等いわゆる関与法人、こういう身分のお尋ねにありました方々について資格期間として手当てをさせていただいた次第でございます。そうしてみますと、本来の地方団体の同様な業務に従事していた職員というものは一体どういうふうにするべきであらうかという問題が出てきたわけでございます。そういう点から五十年改正と今回の違いは、いわゆる身分というものが、五十年改正の際には形はPTA等の関与法人の身分、今回はそれが直接に地方公共団体の同様な業務に従事した期間のある方々の身分、こういうこととでございます。

お尋ねにございました学童養護員あるいは児童厚生員等の方々も、五十年改正とのつり合いから見て同様な事態というものがやはり想定できることかと思ひます。そういう点で、なお個別の法律によりまして身分というものがきちつとしてない場合であります。やはり右へならえの同様な職種というものは想定されようかと思ひまして、これは政令なりさらに自治大臣が定めるといふ範囲において、これが同様なものであれば同様に資格期間として見るように考えてまいりたい、このように考えております。

○小川(省)委員 そこで、産休補助教員の期間の問題であります。これは前々回の委員会でも大変

論議になつたわけでありまして、通算すると産休補助教員の期間を十年であるとかあるいは十五年であるとかというようにお持ちの方がおられるわけですが、当然これらの期間は資格期間として通算をされる、こういうふうな理解をしておりますが、そういう理解でよろしいですか。

○宮尾政府委員 御質問がございました産休補助教員等のいわゆる臨時職員であつた期間で年金の基礎となる期間は、常勤の地方公務員について定められております勤務時間以上勤務をした日が二十日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至りまして、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務する等、一定の要件に該当した者につきましてはこれを認めておるといふことになっております。したがって、産休補助教員であつた期間を持っておりまして組合員についてのみ一定要件に該当しないその産休補助教員であつた期間というものを年金の基礎期間ということといたしますことが、他の臨時職員として勤務をした期間を持っておりまして組合員の方々もおりまして、そういう者との均衡、あるいは他の公的年金制度におきまして取り扱い等からいたしまして、これはききわめて困難であるというふうな考えをおるわけでございます。

○小川(省)委員 産休補助教員というのは御承知のような職であります。私は、これで十年なり十五年なり勤務をしておる方が大変あるわけでありまして、こういう点は救済されなければならぬというふうな思つておるわけでありまして、ぜひひとつ救済をするように措置をしてもいい。二十日以上勤務をしておるわけでありまして、当然、該当するといふふうな思つておりますので、当然資格期間に入れるべきだ、このように思つておりますので、しかるべく御措置をお願いしたいというふうに思つております。

次に、掛金の問題であります。ちやうど財源率の再計算の時期に当たつては、年金支給を五十五歳から六十歳に引き上げようとするところにあ

るようでありまして、財源率の再計算に当たつて地公の場合には、五十五歳支給ということとで財源率が算出をされているのではないのですか。

○宮尾政府委員 福利課長から答弁をさせます。

○望月説明員 お答えいたします。五年ごとでございますので、このたび、この十二月という期日において財源率の再計算をいたしたところでございますが、申すまでもなくその基礎は現行法令に基づくということが土台でございます。その制度を支えていくにはどうするかというための計算でございます。ただこれは、法律でも規定いたしておりますように五年ごとのチームについての計算でございます。そういう点から、その五年の期間において保険数理において支え得るような計算をいたす、こういうこととでございますので、つけ加えてお答えにさせていただきます。

○小川(省)委員 五年を限りして再計算をするのはわかるのでありますけれども、五十五歳を基礎にして再計算をされた率に従つて審議会でも了承をされておると私は思ふのです。だからそういう意味では、六十歳に引き上げるということがやはり問題であるというふうな思つております。

そこで、今回の法改正を提案するに当たつて、最大の利害関係人といふか、組合員の大多数の代表である地公労の諸君との話し合いがほとんどされてないんではないかというふうな思つております。法改正に当たつて最も関係の深い人たちの合意がまるつきり持たれないというところに問題があると思ふのですが、この辺はどうですか。

○宮尾政府委員 今回の法律改正は、地方公務員の共済制度の基本的な部分につきまして大きな変更を行うといふものでございまして、そういった関係から、三つの共済制度の関係者で構成をいたします共済年金制度懇談会というものを設けまして、国、地方、公企体の三つの共済制度全体についての意見交換を行つて検討をしてまいつたわけでございます。

この懇談会のメンバーにつきましては、国家公務員共済組合審議会の委員六名、地方公務員共済組合審議会委員六名、この中にはいわゆる地公労関係の関係者も二名入っていただいております。さらに三公社から六名、これは労使三名ずつの構成、こういう形で合計十八名のメンバーで懇談会を構成をいたしまして、検討いたしてまいりましたのでございます。

この懇談会では、各メンバーから検討のための議題というものがそれぞれ提出をされまして、八回にわたりました細部の検討を行った後に、共済年金制度改正の検討項目整理メモというものをつくりました。当面早急に取り上げるべき事項と今後さらに検討を重ねる事項、こういうふうに分けてまして、当面早急に取り上げるべきものという振り分けをされた事項につきましては、今回国会に御提案を申し上げております法律案の内容として取り込んでおるといふ状況になっております。

したがって、この懇談会におきますそういう検討、審議の過程におきまして、いわゆる地方公務員関係の組合の方々と間接的には十分話し合いをいたしております。また、その後の改正事務の法案提出に至るまでの過程におきましても、いろいろな段階を過ぎまして関係方面との接触は持っておたわけでございます。

○小川(省)委員 公式な会合というか、懇談会を通じて話したというところでありますが、私は公務員部長のところで、地公労の共済担当者がそれぞれおられるわけですから、こうした人達と十分意思疎通をもつて図らなければならぬというふうに思っています。そういう点が、今回の法改正に当たっての合意が得られていないというか、本当にコンセンサスがないところの大きな原因だと私は思いますが、今後はぜひひとつ地公労の共済担当者との会合を交互に開いて意見を詰めていただきたい、こういう点を強く要請をしておきたいと思っております。

支給開始年齢の引き上げについて若干お伺いを

していただきたいと思うのですが、当面十五年ぐらいをかけて六十歳に引き上げようとしているわけですが、厚生年金では六十歳を六十五歳に上げていくなどという一部の動きがあるようでもあります。この点は、この地公労法を六十歳に引き上げるのを仮に今回実施をするとして、自後六十五歳に引き上げようなどということは絶対にない、こういうふうな理解をしてよろしいわけですか。

○宮尾政府委員 御承知のように、わが国は高齢化社会へ急速な勢いで移行をしておるといふふうに言われております。こういったことを考えますと、年金財政というものは今後ますます容易ならざる事態になることは明らかでございます。そういった観点から、被用者年金の支給開始年齢の引き上げという問題は避けて通れない議論といえますが、課題であるというふうには言われておるわけでございます。したがって共済年金につきましても、制度を維持していくための年金財政上の理由あるいは他の公的年金制度との関連というふうなものを総合的に勘案をいたしまして、今回支給開始年齢を、段階的ではありますが六十歳まで引き上げようというふうにいたしておるわけでございます。

ただ共済年金につきましては、これは公務員制度の一端としての性格という面もございまして、度、そういった点も考慮をいたしまして当面、六十歳支給という形で定着をさせることが現実的な方策であるというふうに私も考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 現実的な方策であるということだけれども、それならば、そういう動きがあってもそれらに必ずしも応ずるものではない、こういうことですね。

○宮尾政府委員 六十歳ということについては当面の現実的な方策だということを示し上げたわけでございますが、やはりこの高齢化社会への移行に伴います年金財政の問題というものは、これは各公的年金を通じて非常に大きな課題となっ

ておる事柄でございます。そういうことにつきましては、それぞれの場合におきましていろいろな論議というものが現在続けられておる段階でございます。まして、今後、共済年金につきまして六十歳にすることになったからこれで永久に上がらない、こういうことは、これからの公的年金全体の姿を見通しますときに申し上げられない状況にあるというふうには私は思っております。ただ、先ほど申し上げましたように共済年金については、その性格等にもかんがみまして、六十歳支給で定着をさせることがいまの段階での現実的な方策である、こういうふうな存じておる次第でございます。

○小川(省)委員 余り満足できる御回答ではないのですが、従来六十歳の厚年支給のところを五十五歳で上げたわけでございますから、仮に六十歳に引き上げようということになれば、これを厳守をしてやっていくのが当然だろうと思うのですが、そういう点についてはひとつ十分に配慮をしながらやってもいいか、こう思っています。

それから自治体によつては、定年制はないわけだけれども、現在六十歳の定年であるとか、あるいは現業は六十二歳とか三歳であるとかいうことを労使の間で決定をしているところがあるわけでありまして、こういうような既得権というふうなものは、今回の支給開始の引き上げによつて左右されることはないというふうに理解をしております。

○宮尾政府委員 地方公務員の退職年金につきましての今回の支給開始年齢の引き上げという措置につきましては、これは共済制度というものを維持するための年金財政との関係あるいは他の公的年金との関連、こういったものを考慮いたしまして引き上げたい、こういうことに決定をいたしましたのでございます。他方、ただいまお話がございました地方団体が現在多く行っております勧奨退職制度でございますが、これは、職員の新陳代謝というものを計画的かつ円滑に行うことを目的としたしまして、各地方公共団体が人事管理上の必要に基づいて、その団体の職員構成だとかある

いは採用計画、昇進管理計画というふうなものの実態を踏まえて、その地方団体の実情に即してそれぞれ決めておるといふのが現状でございます。したがって私ども、退職年金についての支給開始年齢の問題と、それから勧奨退職における勧奨年齢の問題というのは、これは必ずしも直に結びつく問題ではないというふうに考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 直に結びつく問題ではないわけでありまして、これが決定をされることによつて従来の既得権というか、そういうものが左右をされることのないよう、十分に配慮をして運用してもらいたいというふうに思っております。

また、三年ごとに区切って引き上げていくわけでありまして、これによつて雇用が保障されるというか、定年ならば即年金支給というふうな連動をしてく、こういうふうな理解をしてよろしいわけですね。

○宮尾政府委員 ちょっと質問の要旨を聞き漏らしましたので、恐縮でございますが、もう一回お聞き願いたいと思っております。

○小川(省)委員 三年ごとに区切って五十六歳、五十七歳というふうな上げていくわけですが、五十六歳ならば五十六歳で即年金支給、五十七歳で年金支給、こういう形に雇用が保障されていくというか、そういうふうな年金支給とやめるときとが連動をしてく、こういうふうな理解をしていいわけですね。

○宮尾政府委員 ただいまの御質問の趣旨は、支給開始年齢を六十歳と定めながら、おおむね三年をめぐりにいたしまして一歳ずつ引き上げていく、こういう経過措置を講じておりますので、現在五十五歳で退職をいたしますと共済年金が支給をされるわけでございますけれども、今度法律の改正が行われました場合には、経過的に五十六歳で年金が支給開始をされるという措置に該当しておる人たちに与ります、五十六歳前になつた時点から年金が支給をされる、こういうふうな考え方

おるわけでございます。

○小川(省)委員 附則の第一条であります、五十五歳から六十歳への施行月日は昭和五十五年の一月一日になっていくようにあります。これは、昭和五十五年の七月一日にしていくというふうに大蔵の方では合意をされていると伺っておりますが、お忙しいところ大蔵省の野尻共済課長においでをいただいておりますわけですが、そういう理解でよろしいわけですか。

○野尻説明員 いまお話ししましたように、大蔵委員会の理事におきまして山田趾目先生から、一月一日を七月一日にずらすことについていかかという御提案がございまして、現在その点につきまして検討をしているところでございます。

それで私もいたしましては、かなり長い経過期間を置きながら支給開始年齢を引き上げていくという計画でございまして、この実施はなるべく早く行われることが望ましい、原則的にはそのように考えておるわけでございまして、これから大蔵委員会の先生方の御意見をお伺いした上で、どういうことになりましか、決定されることになると思います。

○小川(省)委員 原則的には早くやる方が望ましい、そういう意見があつて検討をしているという答弁では私は納得しないのです。あなたも、大蔵委員会の中で議論をされた別の返答をされるのでしようが、大蔵委員会のつもりで回答していただかなければ納得できないのですが、いかがですか。

○野尻説明員 これは、私もから御提案申し上げている政府案というものは、あくまで一月一日ということをお願いしているわけでございまして、大蔵委員会の各党の先生方の御協議によつてこれから決まるという性質のものでございまして、それを私の方から申し上げるというわけにはまいらないと思ひますが……

○小川(省)委員 この点は、先ほどの理事会でもそうでありましかども、大蔵委員会の検討事項

になっていくようですから、その回答を待つて措置をしたいと思つています。

次に、減額退職年金であります。八十一条の一項では、五十五歳からにするようであります。行政整理については五十歳ということになっていくようであります、女子職員の場合はどうなるのか。女子職員の減額退職年金の支給年齢はどうなるのか。そして、八十一条の二項は適用をしない、減額率については大体すべて一年に四割というふうにも聞いておるわけですが、そういう理解でよいわけですか。

○宮尾政府委員 減額退職年金の関係で、まず女子職員につきまして男子との関係で差を設けるのかという御質問だろつと思ひますが、これにつきましては、現在もその取り扱いに特段差を設けておりません。それで、これは共済制度が公務員制度と関連する制度でもあります、それから、仮に男女差を設けるといふことになりましか、その場合には、掛金についてある程度高くしていただかなければならぬというふうな関係もありまして、男女の差を設けるといふことについては今回も、そういう方向での改正はしておらないわけでございます。

それから減額率の問題でございまして、現在の減額退職年金を選択した場合の減額率につきましては、一律四割ということになっておりますけれども、今回の改正におきましては、共済年金というものは本来、健全な保険数理を基礎にして考えていかなければならぬというたてまえもございまして、減額退職年金の減額率につきましても、組合員間の給付の公平というものを保つ見地から保険数理を基礎として定めたいということ、そういう観点から見ますと、現在の一年につき一律四割というものは保険数理に基づく減額率と非常に乖離いたしておりますので、保険数理に基づくものにしたい、こういう改正をいたそうというふうにしておるわけでございます。

○小川(省)委員 重作業勤務者の減額率は四割よりも下げて、あるいは二ないし三割ぐらいにする

という話が大蔵との間にかなり合意に達しているというふう聞いておるわけですが、そののとおりかどうかというのを聞きたい。それから、予想される重作業の勤務者というのは、地方公務員の場合どのような職種が該当するのか、お伺いしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 減額退職年金の減額率につきましては、先ほど申しましたように、保険数理に基づく利率に改めたいといふ考え方での改正をいたしておるわけでございますが、そのほか、この改正に関連をいたしまして講じておる経過措置といたしまして、現在の減額退職年金制度は、恩給等の旧制度から現行の共済制度へ移行した際に、支給開始年齢が引き上げられたこと等のために設けられた制度である、こういうことにもかんがみまして、改正案におきましては、退職年金の支給開始年齢についての経過措置の適用を受ける者等の減額退職年金の減額率につきましては、現在と同じように一年四割とするといふ、こういう経過措置を講じておるわけでございます。

そのほか、若干御質問とは離れるかもしれませんが、勧奨退職をした者の減額退職年金の減額率につきましても、これはその者の事情によらないで退職を余儀なくされる、こういった事情を勘案をいたしまして、これについては、保険数理に基づいた利率を若干緩和した率による、こういう考え方でおります。

しかしながら、御質問にありました重作業に従事する者について、そういった減額退職年金の減額率について特別の定めをする、こういうことになりましか、これはそういう特定の職種である者についてのみそういう減額率を保険数理に基づくかないで四割以下に決める、こういうことは、やはり他の組合員との均衡という観点から公平を欠くといふことになりましか、これはそういう観点からなかなか困難な問題であらうといふふうな私ども考えておるわけでございます。なお、仮にそういうことをいたすにいたしましても、これは法律を改正しなければできない措置にもなりましか

ので、そういう点についてはなかなか困難な問題があるだらうといふふうにも考えておるわけでございまして。

○小川(省)委員 労使での交渉が整つたものといふか、審議会の中で審議をされて決定をされれば、そういう点は政令に加えていくように改正をしていく意思はありますか。

○宮尾政府委員 先生も十分御承知のように、地方公務員共済制度というのは、他の共済制度とも十分関連のある、深いといひましか、全く同じような仕組みでつくつておる制度でございまして、そういう点につきましか、他の制度との均衡等も十分考えながらこれは検討しなければならぬ問題だといふふうにも考えておる次第でございます。

○小川(省)委員 次に、国庫負担の問題であります、当面一六割にするようであります。大蔵との話し合いでは、これは三年ごとに一割ずつ上げていくわけでありましか、三年ごとに一割ずつを加えて二〇割を上限としてそこまで持つていくように努力をするんだといふふうにも伺つておりますが、そういう理解でよろしいわけですか。

○宮尾政府委員 公的負担の問題でございまして、現在一五割でありましか、支給開始年齢の引き上げ等とも関連をいたしまして、今回の制度改正におきましては、当面の措置といたしまして、現行の公的負担率のほかに別途、特別の公的負担といたしまして総財産の一割に相当する額を負担をする、こういうことになっておるものでございまして。

しかしながら今後、この公的負担というものをさらに積み増しをしていくかどうかといふことの問題につきましか、これはいろいろな見地からの検討を要する問題でございまして、私どももいたしましては今後におきましか、公的年金制度全体における公的負担の均衡という見地から、公務員の共済組合の公的負担の割合の引き上げ等につきましか引き続き取り組んでまいりたいといふふうにも考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 この点についても、検討を要する問題だということでは納得できません。これは大蔵の審議待ちということになるんだらうと思うのです。

そこで当然、国庫負担ということになるわけですから、不交付団体についても適用される、こういうふうに理解をしてよろしいわけですね。

○宮尾政府委員 公的負担の關係についてでございますが、これは御承知のように当該費用につきましては、地方財政計画上の義務経費としての給与費、及び地方交付税の算定基準の給与費の中に織り込まれておるわけでございます。したがっていまして、そういう交付税上の面での財源措置ということを行われておるわけでございますが、そういうことからいいますと、不交付団体に対してこの公的負担についての財政的な措置が行われるということとは、現行制度の上からは無理なことであると考へております。

○小川(省)委員 これは大蔵省に聞きたいのですが、現行では組合運動等による処分者については支給年金が減額をされておるわけでありまして、大蔵との話し合いで、このような点は解消するように政令を改正していくというふうに合意をされたというふうにありますが、そういう理解でよろしいですか。

○野尻説明員 お答えいたします。

大蔵委員会におきまして山田駐日先生から御提出されました山田メモと言われておりますものの第四番目の項目に、懲戒処分者に対する年金の給付制限につきましては、特に労働運動による処分者の場合を中心として政令で緩和する方向で検討するように、こういうような御趣旨の項目がございます。

この点につきましてはかねてから私も、国家公務員の共済組合審議会等の場におきましても、この制限の内容についての再検討ということが議題にも上っておりますし、共済年金が持つている公的年金制度の一環としての側面と、公務員制度にもかかわってくる側面と両方から考え合わせ

ますと、全くの撤廃という点には問題があろうかと考へておりますけれども、現在の共済年金の給付制限は厳し過ぎるのではないかと御批判のあることも重々承知しておりますので、その制限につきましては緩和する方向で関係審議会等に諮りながら検討することにはいたしたいと考へております。

○小川(省)委員 大蔵委員会の前だからなかなか回答ができないだろうと思うのでありますが、少なくとも現在の年金は、旧恩給法時代の恩恵的に給与するものではなくして、社会保障制度的な色彩を強めておるわけでありまして、厚生年金等においてはそういうような減額規定は一切ないわけでありまして、ぜひひとつそういう方向で措置をしていただきたい、このように思っています。まあこの問題も大蔵委員会の審議待ちということになるだろうというふうに思っています。

それからまた現在、地共済では審議会方式をとられておるようでありまして、組合会方式の方がより民主的に運用をされるという意見がかなり強くあるわけでありまして、組合会方式にしていくようなおつもりはありますか。

○宮尾政府委員 共済組合の民主的な運営を図っていくために、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、この三つの共済組合につきましては運営審議会が設けられております。それから、その他の共済組合には組合会が設置をされておるわけでありまして、なぜかといった相違が制度上で出ておるのかということにつきましては、地方職員共済組合等の運営審議会につきましては従前、国家公務員共済組合法に基づく旧組合に運営審議会の制度が設けられていたということと、それから市町村職員共済組合等の組合会につきましては、これも旧市町村職員共済組合法におきまして組合会の制度が設けられていたというような沿革的な理由がありまして、そういった制度を踏襲することが円滑な業務運営を期待し得るものだ、こういうふうに考へられたことによるものだというふうに私も理解をしておるわけ

でございます。

そこで、運営審議会を組合会のような仕組みに変えたらどうかということでございますが、運営審議会の構成も、また組合会の構成もこれは同様でございますが、委員の半数は組合員を代表する者というふうに決められておりました、その会議におきましても、組合員を代表する者の意見が十分徴され、民主的に運営が行われておるというふうに私も認識をしておりますので、旧組合時代から長い間円滑に運営が行われておりました運営審議会を組合会方式に改めることについては、私どもはいかがなものであろうかというふうに考へておるわけでございます。

○小川(省)委員 これはかなり強い論議のようでありまして、私も実際にはよくわからないのですが、組合会方式の方がより民主的である、こういうふうな御意見がかなり強いわけでありまして、金もかかるのでありましようけれども、ひとつ十分に検討していただきたい、こう思っております。

時間が余りありません。あ、一萬千里でやりますので、お願いしたいと思ひます。年金額をもっと大幅に引き上げてほしいという論議があるわけでありまして、これは、現職にいる間は当然、給与の中には一時金が入っているのが給与の総額になっておるわけでありまして、年金は本給が基礎になっておるわけでありまして、年金額の引き上げについて、退職前の給与総額に対する一定の割合というように改定は考へられないのかどうか。

関連をしまして、最低保障額でありますけれども、今回も引き上げてはいるようであります、非常に少額に過ぎないというふうに思ふのですが、これはもっと引き上げるわけにはいかないのですか。

○宮尾政府委員 第一点の年金給付の基礎となります給与の問題でございますが、厚生年金におきましては御承知のように、扶養手当等の手当を含めた総報酬額をとっておるわけでございますが、これは、民間企業におきまして給与体系が企業で

とに非常に区々であるという点を考へいたしました。給報額制というものを採用しておるのではないかと考へらるるわけでございまして、したがって、公務員の給与制度のように給与体系というものが一律のものになっておるものについては、こういった制度を採用するということは必要性はないというふうに私どもは考へております。

それから、最低保障額の引き上げについてでございますけれども、これにつきましては御承知のように、共済年金の最低保障額につきましては、厚生年金の算定方法に準じて算定をされる額によって決められておるものと、恩給における最低保障の均衡を考慮して決められるものと二つあるわけでございまして、逐年これらにつきましまして額の引き上げを図ってまいっております。

このうち、厚生年金に準じて決められておりますものにつきましては、いわゆるスライド政令の改正によりまして、すでに本年六月分より引き上げることになっております。

また、今回の改正におきまして、最低保障額からの既給一時金の控除を昭和五十五年一月一日から廃止をする、こういうことにいたしましたので、さらに引き上げられることになるわけでございまして。

なお、恩給におきまして最低保障との均衡を考慮して定めておるものにございまして、今回の法改正によって引き上げるようにいたしましたので。

○小川(省)委員 官民格差なんかと言われるけれども、実際には厚生年金の計算方式による支給の方がかかなり多くなっているのが実態だろうと思うのです。そういう意味で、最低保障額の引き上げについては、今後とも十分に配慮をしながらやってほしいというふうに思っています。

〔委員長退席、石川委員長代理着席〕それから、年金の額ですが、年次の古い者ほど低いという批判がかなり強いわけでありまして、これは、法改正の時点時点で適切な調整をすべき点

を怠ってきたところに原因の大半があるのではないかと考えます。どこかの時点で古い給料を調整するなり再評価をする必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

○宮尾政府委員 御承知のように、長年公務員として勤務をした者について見ますと、後で退職した者は有利になるという傾向があることは御指摘のとおりでございます。こういった点につきましては、その原因が主としてベースアップという形ではあらわれない給与制度の改正とその運用の変更によるものでございまして、その中には御指摘のように、調整をすることが適当であると考えられるものもございまして、これらにおきましてもその是正につきましては、恩給制度に準じまして特例措置を講じてまいったわけでございします。しかしながらなお、退職時期により格差が相当認められ、しかも特に古い方々の水準が非常に低いという状況にありますので、今後とも恩給制度の取り扱いをも参考といたしながら、改善に努力をしてまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 遺族年金、扶助料を八〇%にしてほしいという強い要求があります。従来この要求に対して、寡婦加算等をつけて当面まかしてきただけで、措置をしてきたのが実態だろうと思っております。しかし寡婦加算については、今回も引き上げているようですが、おのずから限度があるだろうというふうに思っております。今回の改正をして最低保障額の何%ぐらいになるのか、また、思い切って八〇%に引き上げていくのはいつごろの時点でそういう検討をされるのか、この点について伺います。

○望月説明員 この率というものを退職年金の最低保障額と比べます場合でございますが、この六月から退職年金の最低保障が六十三万四千円弱にスライド政令の結果でございまして、遺族年金につきましては、子供さんのおいででの妻の最低保障で見ますと、これが五十一万四千円弱になっております。それで、先ほど先生のお尋ねにもございしました子供二人おいでの場合の寡婦加算八万

四千元を足してみますと、退職年金の最低保障から見ますと九四%程度にいま比率は上がっているのであります。

○小川(省)委員 時間が迫ってきたようであります。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

飛ばしまして、年金や恩給の受給者と現職との間には、給与の改定というか、恩給の引き上げというか、一年の差があるわけですね。これらの是正のための措置はございますか、一年おくれを追いつけるための措置はどんなふうにしらうか私どもわかりませんが、低く上に一年おくれというものはかなり問題が多いわけでありまして、現状を一年おくれというのを是正する道はないのかどうか、伺いたいと思っております。

○宮尾政府委員 共済年金の年額改定につきましては、従来から恩給の取り扱いに準じまして措置を講じておるわけでございします。現在、年金額の改定の時期は四月一日でございしますが、現実にはその改定率の算出の基礎となる公務員給与のベア率というのは前年度のものを採用しておりますので、御指摘のとおり、まだ一年おくれるということになっておるわけでございします。ただ、改定時期を繰り上げるかどうか、こういうことにつきましては、恩給制度あるいはその他の公的年金制度との関連もございしますので、そういった点もいろいろ考慮しながら、さらに慎重に検討をいたすべきことであらうというふうに存じておる次第でございします。

○小川(省)委員 時間が来たようであります。今回は地方議会議員の互助年金の引き上げが提案をされておるわけでありまして、地方議会議員の互助年金の引き上げについても今後ともぜひひとつ十分な配慮を払っていただきたい、このことを強く要請をいたしておきたいと思っております。そして、さきに大蔵に幾つかお尋ねをいたしましたわけでありまして、大蔵委員会の中でなければ答えられない点があるだろうというふうに思っておりますので、私はそういう答弁を聞か

れば本来ならばとうてい納得はできないというふうに出ておるわけでありまして、大蔵委員会の中でどういった審議がされてどういった結論が出るのか、こういう点を注視いたしておりますので、そのいかんによってこの点についてはまたお伺いをする機会もあらうかと思っております。そういう点については大蔵委員会の審議を見守ることにして、一応質問を終了いたします。

○塩谷委員長 吉井光昭君。

○吉井委員 ただいまの質問と少々重複する点があるかと思っておりますが、お許しを願いたいと思っております。

まず、九月七日の新聞によりますと、九月七日の閣議で公的年金制度関係協議会、こういうものを発足させる方針を決定した、このように報道されているわけでありまして、その後の協議会が発足したのかどうか、また、発足したのであればどのような審議が行われてきたのか、その審議状況、そういったものをお尋ねしたいと思います。

○末次説明員 ただいま御質問の関係協議会のことでございますが、本年九月七日の閣議におきまして厚生大臣から、社会保険審議会の厚生年金保険部会に関する報告がございまして、その際、公的年金につきまして関係協議会を設置してほしいという話がございました。これを受けて現在、内閣官房におきましていろいろ準備を進めている段階でございします。(関係協議会の問題だから大臣が答えろ)と呼ぶ者あり

○後藤田国務大臣 ただいまお答えをいたしましたように、方針はさきより決定しておりますが、まだ会議等正式に開かれて審議をしたというようないふ事はございません。

○吉井委員 確かにいままでは事務レベルの公的年金制度連絡調整会議ですか、こうしたもので足並みをそろえてこられたようですが、御承知のとおり高齢化社会が一段と進み、また年金問題が一層重大な問題となっております今日、まず政府自体がこうした問題に真剣に取り組んで前向きに進めて

いくという姿勢がやはり必要ではないかと私は思うのです。先ほどの事務レベルの連絡調整会議とともに、政治レベルのこうした関係協議会、こうしたものはぜひとも早く発足させる必要があると思っておりますが、この点についてはどうですか。

○末次説明員 関係協議会につきましては申ししますものは、現在の運営方針といたしまして、月例経済報告等特定のものを除きまして、原則として審議の必要の都度機動的に開催をするというような運営方針で行っております。したがってその開催に当たりましては、関係各省庁間で十分協議をいたしまして、具体的な議題の申し出を受けて、現在のとおり、関係各省庁間で協議の上議題が確定し、申し出があれば直ちに開催するというところでございします。

○吉井委員 次に、年金制度の基本的なあり方についてお伺いするわけですが、今日、こうして高齢化社会を迎えるに当たりまして、先ほども申し上げましたように、この年金制度というものは非常に重大な問題になりつつあることは御承知のとおりであります。また、年金といえども言われておることがいわゆる官民格差、これがいつも批判の対象になっているわけでございまして、この官民格差は、一つには年金の支給開始年齢、こういったものが、いわゆる年金の支給開始年齢、それから厚生年金では六十歳、国民年金に至っては六十五歳、このようになっておるわけです。こうしたことが結局、共済の方が有利だ、そういういろいろな問題が積み重なって国民の不満となっているわけでありますが、今回、こうした格差の是正について六十歳に引き上げる措置が講ぜられているわけでありまして。

しかしながら、完全に支給開始年齢が六十歳となるには二十年かかる、こういうことになっております。したがって、この改正ですぐに支給開始年齢の民間のいわゆる厚生と格差がなくなるわけではないわけですから、二十年の長い期間にわたって引き上げ措置を行うのは一体どうい

う理由なのか、お尋ねをしたいと思います。

○宮尾政府委員 年金制度につきましては、官民格差論というのは、いろいろな御議論があるわけでございます。公的年金制度全体を通じての制度の問題ということも、高齢化社会への移行に伴いまして緊急に検討しなければならぬ重要な課題であることは御指摘のとおりでございます。ただ、現在でございます各公的年金制度というものは、それぞれの発足の時期とかあるいは沿革等が異なりまして、そのために、たとえば支給開始年齢の問題、給付内容、いろいろな面で違いがありまして、そういった点についてまた、官民格差があるのではないかと御批判があるんだらうと思うわけでございます。

共済年金制度につきましては今回、いま御質問にありましたように支給開始年齢の引き上げを行うことにいたしましたわけでございますが、非常に長い期間を要する経過措置を設けた趣旨といたしましては、支給開始年齢の引き上げがすでに組合員として掛金を掛けておりますそういう組合員の将来の生活設計に急激な変化を及ぼさないように配慮しなければならぬ、そして新制度に無理なく移行できるようにしていきたい、こういうようなことから段階的な引き上げ措置を講じようとしておるものでございまして、こういった措置につきましては、昭和二十九年の厚生年金の支給開始年齢の引き上げの際の経過措置に準じた措置によって今回行う、こういうようなことにいたしましたわけでございます。

○吉井委員 次に、今回の法案が通過をいたしまして公務員も六十歳支給になるのですが、先ほどもちょっと触れられましたけれども、一方において厚生年金の六十五歳への引き上げ、こうしたものが考えられているようであります。この六十五歳への引き上げにつきましては、われわれは重大な問題であると強い不満を持っているわけでございますが、もし仮に厚生年金のいわゆる支給開始が六十五歳になった場合に、ここにまた新たに官民格差が生ずるわけでありまして、したがって、こ

ういった点について共済年金としてはどのように考えておられるのか。私としては現在、各制度がばらばらに分立して、しかもそれぞれの制度が整合性というものを十分考慮してない、考慮しないわけであります。したがって、もって年金制度全体の将来のあり方、そうしたものをはっきりさせた上で統一的に改正を行う必要があるんじゃないか、このように考えるわけでありますが、この点についてはどうですか。

○宮尾政府委員 年金制度全体の将来のあり方を踏まえた上で統一した検討をしたらどうか、こうすべきではないかということでございますが、地方公務員の共済年金制度につきましては、制度発足以来十七年余を経過しておるわけでございまして、この間におきまして社会情勢も非常に変わっております。そういうことから再検討すべき事項が出てきておるばかりでなく、今後高齢化社会への移行ということが避けられないような状況にあることを考えますときに、現在の制度をそのまま維持をするということは、やはり長期給付に対する費用を不可避的に非常に大きくさせるというようなことになりまして、年金制度の長期的な安定の立場から早急に共済制度につきましても見直しをしなければならぬという時期に差ししかかっておるわけでございまして、こういった問題は、単に地方公務員共済制度だけではございまして、他の共済制度につきましても共通しておる問題でございまして、昨年三月に国家公務員共済、地方公務員共済、公企体共済の代表者等により共済年金制度懇談会というものを設けまして検討を行ってまいりましたわけでございますが、今回の改正は、その検討結果を踏まえて、たまたま年金財政の再計算の時期でもあります本年におきまして所要の改正を行おう、こういうふうにいたしましたのでございます。

御指摘のように、今後の年金制度の問題につきましては、公的年金制度に共通する幾つかの問題というものがありますので、こういった点につき

ましては、関係各省庁との間で私も十分連絡をとりながら、公的年金制度調整連絡会議等におきまして検討を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

○吉井委員 次に、現行の共済の支給開始年齢の平均年齢、これは一体何歳ですか。

○宮尾政府委員 地方公務員共済組合におきまして最近の退職年金の新規裁定年齢について見ますと、平均的には五十八歳程度というふうになっております。

○吉井委員 現行のいまおっしゃった共済の支給年齢の平均が五十八歳、こういうことですが、すでに六十歳に大きく迫っているわけですね。したがって、これを二十年の経過措置を設ける必要があるのかどうかという問題、この点についてはどうですか。

○宮尾政府委員 確かにそういう御議論もあろうかと思うわけでございますが、先ほどもお答えをいたしましたように、すでにいいますか、近い将来におきまして年金受給者となる方々というものもあるわけでございまして、そういった方々の将来の生活設計というものが非常に大きな影響を与えるとか、昭和二十九年におきます厚生年金の支給開始年齢の引き上げに伴う場合の経過措置等も考慮いたしまして、私どもとしてはこの改正案にあるような形の経過措置でやむを得ない、こういうふうに考えた次第でございまして。

○吉井委員 次に、各種の年金の統合という問題ですが、この統合についてはどのように考えておられるのか。まず、基本的な将来の理念としてはどうか。また、当面その方向に向かって次年度からどのような措置を講ずるおつもりなのか。一方、新聞報道のごとく、この改正法の成立後一年から一年半の準備期間を経て四組合の統合を実現させるかどうか、この点についてはどうですか。

○宮尾政府委員 各種年金の統合問題等については論議が出ておりますことは、私も承知をいたし

ております。共済年金制度につきましても幾つかの制度がございまして、さらには、公的年金制度という場合にはさらに数多くの制度があるわけでございまして。こういったものをどういう形で、どういうステップを踏んで検討していくか、こういうことにつきましては、私も自治省の立場だけではできない問題ではございまして、関係各省あるいは先ほど御質問にございましたような関係協賛会というようなレベルでのいろいろな議論を踏まえて今後、慎重に検討していかねばならぬ問題だらうというふうに考えております。

○吉井委員 厚生省の方はどういうお考えですか。

○佐々木説明員 現行のわが国の年金制度は八つに分立をしておりますので、これを一元化、統合してはどうかという御意見があることは承知をいたしております。ただ、ただいま八つの年金制度はそれぞれ沿革が異なりまして、独自の歴史を持つて発展してまいっておりますので、これを現段階で統合いたしますことにつきましてはいろいろ問題があるところでございまして、したがって厚生省といたしましては、現行の制度の分立を前提といたしまして、ただ、前提とはいいたすけれども、その公的年金としての共通性がございまして、公的年金という共通性という観点から全体として整合性のあるような今後の年金制度をつくっていく、こういう方向ではないかというふうに考えております。

○吉井委員 先ほどからたびたび申し上げましたように、官民格差、それから年金間の格差、これは非常に重要な問題であります。ところがこれを改めていくためには、ナショナルミナムを実現する観点に立つて、国民の誰もが一定水準の生活ができる額を支給するいわゆる基礎年金と、そして負担した掛金に応じて支給を受ける年金、この二つを組み合わせた年金制度をつくるのが今後必要であらう、このように考えるわけであります。私たちが公明党はこうした観点に立つて、このナ

シヨナルミニマムを保障するものを国民基本年金、このようにしてあります。御承知のとおり、これは全産業労働者の平均賃金の三五%を保障する、その上で掛金に応じて年金を受けるという制度を考えているわけでありまして、このように年金制度全般にわたる改革についてはどのようにお考えになっておられるのか、ひとつ大臣、また厚生省の方で御答弁をお願いしたいと思います。

○後藤田国務大臣 年金制度につきましては、先ほど厚生省からお答えがございましたように、充足の時期がいろいろ違うとか、それに伴って歴史的沿革があつて、八つの年金制度が非常に区々にわたつていて私は思います。そこで、こういったいろいろな格差があるので、これはやはり漸次一本化すべきではないのかといったようなことから、いまおつちやつた基礎年金制度を基本にしな

がら、それに特殊性を生かして上積みをしていく、公明党の皆さんがおつちやつて二階建て年金制度、こういふことも貴重な御意見だと私は思います。ただ、いま申しましたようないろいろな経緯がございますので、これを一挙に一歩化することとは実際問題としてなかなか困難を伴う仕事だと思ひますが、やはりこういうものは基本の方向としては、漸次一本化に向かうように努力をしていくべき筋合いのものであらうというふうに私自身は考えておるのでございます。

○佐々木説明員 今後わが国が本格的な老齢化社会を迎えるに当たりまして、年金制度につきましては将来の見通しのもとに総合的な観点から見直しをしなければならぬということでございます。そういうような観点から、各方面から将来の年金についての構想がいろいろ発表されておるわけでございます。ただいまお尋ねがございました公明党のいわゆる二階建て年金構想というの

もその一つでございます。私も承知してそういう構想があるということはもちろん承知しております。大臣の私的諮問機関でございます年

金制度基本構想懇談会というものを設置いたしました。いろいろ御議論をさせていただいたわけでございます。したがって、本年の四月に報告がまとまつております。したがって、今後は、その報告をもとにいたしまして制度の改善を図っていくという考えでございます。その懇談会の報告におきましては、各公的年金制度はそれぞれ沿革を異にしておりまして、独自の歴史を持つて発展してまいつております。このことからいたしまして、やはり現行の個別の制度ということとを前提といたしまして、その上で各制度間の調整を図りまして、全体として整合性のある制度に改善していくべきだといふようなことになっております。厚生省の今後の年金改革構想についてもたゞいまのような考え方で行つてまいりたいといふふうに考えております。

○吉井委員 次に、現行の共済年金の額の算定方法についてでございますが、昨日いただいた資料の中にもございますように、共済年金制度懇談会です。この懇談会では、「今後更に検討を重ねるべきもの」といふ項目の中で、定額部分の導入について検討することとしておられるわけでございます。政府はこの定額部分の導入ということについてはどのような考えをお持ちなのか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮尾政府委員 現在の公務員の共済年金制度につきましては御承知のように、恩給等の旧制度を引き継いで発足をしておられるわけでございます。基本的には社会保障制度の一環としての機能というものを保持しております。また他面では、一定の職域における職域年金としての性格もあわせ持つておられるというふうに考えておられるわけでございます。

そこで、その共済年金につきましても、昭和四十九年度にいわゆる通年方式というものを導入いたしました。厚生年金と同様の定額部分は保障をしておられるわけですが、その点では所得再配分的な要素というものを加味したという形になつておられるわけでございます。ただ、これはいわゆる

通年方式導入ということによる措置でございます。共済年金独自で定額部分を導入するかどうか、こういう別の問題があるわけでございます。この点については、各共済組合共通の検討すべき課題でございます。この点については、関係省庁とも今後十分協議をしながら、慎重に検討をしてみたいといふふうに考えておられるわけでありまして。

○佐々木説明員 先ほど申し上げました厚生大臣の私的諮問機関でございます年金制度基本構想懇談会の報告におきましては、所得再配分の機能というところに着目いたします。共済組合につきましても将来は定額部分を導入するという方向に向かうべきであらうといふふうに述べております。

○吉井委員 次に、厚生年金の場合は、一定の収入があつた場合には年金が減額されるという仕組みになつておられるわけですが、共済年金の場合は、収入があつても減額されないという問題、これについて、いわゆる公社また公団等へ天下つた人々が、その公社公団でいわゆる高額の給料を得ながら共済年金をまるまるもらつておられるということ、この委員会におきましてもたびたび議論がされたやに聞いております。

今回の改正におきまして一応の措置はとられることになつておられますが、一つ具体的な問題として、仮にこの制度が適用された場合において公社公団のどのくらいの地位の人が対象となるのか、この点をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮尾政府委員 ただいま御質問がありました今回の改正法案におきまして講じております高所得者に対する支給制限の対象者の問題でございます。これは、前年における年金以外の給与に係る給与所得から所得税法上の所得控除の額を控除した後の額が六百万円を超える場合で、しかもその者の退職年金の額が百二十万円を超えるものにつきまして対象にする、こういうことになつております。そこで、こういった制限を受ける対象

者の大体のクラスでございますが、おおむね特殊法人の役員クラスといふふうに考えられると思ひます。

○吉井委員 これは厚生年金と比べるとまだ非常に不十分だと思うのです。したがって、もっと適用者が拡大するように努めるべきだと思うのです。けれども、その点どうですか。

○宮尾政府委員 共済制度につきましては御承知のように、四二・五%の財源を組合員が負担する、残りの部分は事業主たる地方公共団体あるいは公経済の主体である地方公共団体が五七・五%を負担する、こういうことになっておられるわけでございます。そこで、四二・五%を組合員が負担をしていくことも考慮をいたしまして今回のような措置を講じたわけでございます。さらにこの給付制限を強化するということになりますと、組合員自身が負担をいたしました財源相当額についても給付制限を行うことになりますので、そういった点につきましてはいかがなものであらうということ、今回はそういう見地から一定金額の給与所得以上の方々にして、その百二十万円を超える部分の二分の一という措置をとることになつたものでございます。

○吉井委員 次に、各共済年金の制度間では成熟度が非常に異なつておられるわけですが、またそれとともに、財源率にも非常にばらつきがあるのが現状なんです。しかも、今後の財政見通しは非常に厳しい現状にあるのも御承知のとおりであります。こうした中で、各共済年金間の財政調整を行うべきであるという意見もかなり出ておられるわけですが、この点についてはどのようにお考えなのか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○宮尾政府委員 共済制度といたしましては、国家公務員、地方公務員、公企体、私立学校及び農林漁業団体、こういう五つの制度があるわけでございます。これはそれぞれをとりまきまして、その成熟度とか財源率等に格差があります。とはいは御指摘のとおりでございます。そこで、こういった諸制度について財政調整を行つたらど

うかということですが、これはいずれもこれらの制度が、発足時期とか沿革とかといったものが異なっておりますし、また、制度の仕組みにも若干の差異が見られるわけでございまして、これについて直ちに統合するなりあるいは財政調整を行うということについてはいろいろ問題があるわけでございします。ただ、これは御指摘のように、各制度自体もいろいろ問題を抱えておりまして、しかもそれが共通問題であるものも相当数多くあるわけでございします。そういった点につきまして今後とも、関係省庁間で十分連絡、協議をとりながら、こういった問題の検討をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございします。

○吉井委員 次の問題は、先ほどの問題とちよつと重複するかもしれませんが、今回のこの法案については、支給開始年齢の改正案について、いわゆる組合員を代表する組織等と話し合い、これは先ほどの答弁によりますと懇談会を設けていろいろ意見が交換された、このようにお聞きしたわけでございします。いずれにしろ、そういった団体の方が十分納得をされた上で、また、政府にとつては十分納得を得た、このように考えられての法案提出かどうか、この点はどうか。

○宮尾政府委員 関係組合との接点といいますが、こういった問題についての協議等につきましては、先ほどお答えをいたしましたように、懇談会の場等で、共済制度改正に絡むいろいろな事項を十分協議をして取りまとめたわけでございします。そういうものを踏まえて今回の法律改正をいたそうというところにあります。この改正案につきまして各労働組合での御意見等も率直にいろいろと出ております。

一つは、日本労働組合総評議会、公共企業体等労働組合協議会及び公務員労働組合共闘会議の三者連名の御意見でございますが、既裁定年金額の改正と共済年金制度にかかわるものとは切り離しをすること、それから、「年金の支給開始年齢引き上げについては、雇用の保障、既得権の保障、

労働条件の特殊な職種の救済措置、国庫負担の是正など、前提となる諸条件が整備されない限り反対であり、実施時期も含め、合意が得られるまでは、強行実施はしないこと。」という要求が本年の五月に大臣あてに出されております。

また、全日本官公職労働協議会におきましては、本年三月十八日に決議をいたしておりますが、これによりますと、今回政府が提案をした法案につきましては、「共済組合法」がもつ公務員制度の環境としての性格を認めようとして、現今の国内情勢に対応するために改めようとするものであり、個々の条項については若干の問題点なしとしないが、おおむね妥当性を有し、改正もやむを得ない」と考える、こういう御意見が出ております。

いずれにいたしましても私も、先ほど申し上げましたような手順で改正作業を進めてまいったわけでございします。それぞれの立場での御意見はいま申し上げたように出ておるわけでございします。

○吉井委員 仄聞するところによりますと、労働団体側ではもう少し検討の時間が欲しい、そのような要望があったやに聞いておりますが、あつたのかどうか、この点についてはどうですか。

○宮尾政府委員 特にこの法案につきましては反対といひますか、強い御意見がありましたのは、主として支給開始年齢引き上げの問題につきましてさらに慎重に取り扱ってくれ、こういう御要求、要望意見であつたわけでございします。ただこの点につきましては、年金財政の将来の問題とかあるいは他の公的年金制度との均衡の問題その他いろいろなことを考慮いたしまして、私どもとしてはできるだけ早い時期にそういったことに踏み切るべきである、こういう考え方のもとに、所要の経過措置を設けて支給開始年齢の引き上げの御提案を申し上げておる次第でございします。

○吉井委員 先ほどから申上げておりますように、高齢化社会を迎えまして、年金の受給者というものが増加してくるということはこれはもう必至の状況であります。また、年金財政についてもきわめて重大な時代を迎えようとしているわけですが、厚生省では、五十五年度予算要求の中で年金数理委員会、この予算要求をしていらつしやるようですが、聞くところによりますと、他の関係省庁がどうもこれに難色を示しておる、このように聞いておるわけです。自治省としてはこの年金数理委員会についてはどのようなお考えなんですか。

○宮尾政府委員 厚生大臣の私的な諮問機関でございします年金制度基本懇談会が報告書におきまして、年金制度全体の長期的な財政の安定を図るために、「今後は政策立案の一元化に配慮する必要がある」という認識のもとに、「その実効を担保するため、各制度の年金財政計画を共通の基準の下にチェックし、各公的年金制度の財政状態の検証を行い、さらには各制度に対して必要な措置をとるべきことを勧告しうる年金数理委員会」という提言がなされておるわけでございします。しかしながらこれまでの段階におきまして、この年金数理委員会というものはどういった事務を所掌し、どういった権限あるいは組織というものを保持していくのかという点については細部にわたる問題につきまして、その具体的な考え方というものがまだ十分明確になつていない部分もあつたので、私どももいたしましては、ここでこの年金数理委員会についてコメントを述べるといふことについては差し控えておきたいと思ひます。

ただいずれにいたしましても、公的年金制度調整連絡会議という場もございします。そういうところでの議論等を見きわめながら今後、こういったものについての取り扱ひをどうしていくかということを決めていくべき問題だというふうに考えております。

○吉井委員 次に、遺族年金についてお尋ねをするわけですが、現行制度におきましては先ほどお話をいたしましたように、遺族年金は本人の五〇％、このようになっておりますが、この根拠並びに経緯についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 現在の遺族年金の支給率が五〇％ということになっておる根拠あるいは経緯でございしますけれども、これは、地方公務員の共済年金制度が御存じのように、恩給制度やいわゆる退職料制度等の旧制度を統合して設けられた、こういう関係から、旧制度に準じて五〇％にされておるというふうに理解をいたしておるわけであります。

なお、ちなみに申し上げますと、文官恩給に対する扶助料の支給割合につきましては、これは古いことでございしますが、明治十七年の官吏恩給令では恩給年額の四分の一とされておりましたものが、明治二十三年には三分の一、さらに大正十二年には恩給年額の二分の一、こういうことでずつと来ておりまして、これがいまの制度にも引き継がれておる、こういうふうに理解をいたしております。

○吉井委員 この遺族年金のあり方についてでございますけれども、今後どのようにしていくのか。すなわち、現行の五〇％の率をアップするの、またはその遺族の社会的条件を加味したもの、もしくは、もう少しゆるゆる今後の方向づけについてはどのように考えていらつしやいますか。

○宮尾政府委員 遺族年金の給付改善ということにつきましては、これはかねてからの懸案といひますが、議論が重ねられてきておる問題でございします。いま御質問にありましたように、支給率を上げるといふ改善方法もありましようし、また、遺族のいろいろな条件等によりまして適切な改善措置を講じていく、こういうやり方もあるわけでございします。

ます。そういった問題のほかに、遺族の範囲とか他の公的年金制度の給付との調整をどのようにするか、また併給調整等をどうするかというようにいろいろ問題もございまして、私どももいたしましては、他の公的年金制度の取り扱い等も十分考慮しながら、今後さらに適切な改善措置が講ぜられるような方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○吉井委員 最後に、短期についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

短期給付につきまして、財源率が千分の百を超える団体が一体どのくらいあるのか、また、そのような団体に対して何らかの財政措置というものが講じられているのかどうか、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 共済組合の短期給付の財政状況でございますが、これは、最近の医療費の伸び率が非常に高いというところから、相当高率な財源率を設定しなければならぬという状況が出てまいっております。本年度について見ますと、財源率が千分の百を超える共済組合は全部で十三組合という状況になっております。

そこで、これらの共済組合の財源率設定についてでございますが、組合員の負担が非常に高くなるというところを考慮いたしまして、昭和五十一年度以降緊急措置として、法定給付に係る財源率が千分の百を超えるということが見込まれる団体につきましては千分の百に調整できる、こういうことといたしまして、その超える部分につきましては、これは地方公共団体が補助金を入れていただく、こういう指導をいたしまして組合員の負担の軽減を図っておるわけでございます。

○吉井委員 当面は現行の措置でいくにしても、こういうものはやはり将来においては制度として公的負担を導入していくべきだ、このように考えるわけですが、政府の考えはどうですか。

○宮尾政府委員 短期給付の財政状況でございますが、これは医療費がどういう形で変動していくかという問題もございまして、将来の状況

がどうなるのかということも十分見きわめた上で対策というものを考えていかなければならない問題だというふうに考えるわけでございます。そこで、先ほど申し上げましたように、私どももいま地方団体に指導をいたしまして、千分の百を超える部分については地方公共団体からの補助金を導入する、この措置はあくまでも当面のいわば緊急措置だというふうに考えておまして、今後こういったことが将来も非常に継続していく場合にそれをどうするかということについては、将来の検討課題であるというふうに考えております。

○吉井委員 この質問の中である申し上げましたように、高齢化社会というものはどんどん進んでいくわけでありまして、したがって、こうした高齢化社会に対応するいわゆる福祉政策、そういったものも、やはりその基本には年金制度というものが大きくウエイトを占めてくることはこれはもう事実であります。したがって、先ほどからいろいろ御答弁もございましたけれども、なるほどこの年金問題につきましては非常にむずかしい問題、沿革なりそういったいろいろなむずかしい問題があることはよくわかっておりますけれども、どうかひとつこの年金対策につきましては、もともとと政府も前向きで検討され、また推進されるように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○塩谷委員 午後一時三十分より再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十分再開

○塩谷委員 午後一時三十分再開

午後一時三十分再開

○塩谷委員 午後一時三十分再開

○三谷委員 この法案の改正については、私ども

の方には連日のように反対の陳情が来ております。文書等でも来ておりますが、こういう中で改正をやらうとされておりますが、これについては地共審で意見の一致を見たものでしょうか、どうでしょうか。

○宮尾政府委員 今回の改正に当たりましては、地方公務員共済組合審議会及び社会保障制度審議会に對しましてそれぞれ諮問を行いました。地方公務員共済組合審議会からは、本年の二月五日付で中間答申をいただき、さらに三月十四日付で本答申を受けたわけでございます。また社会保障制度審議会からは、本年の二月十三日付で答申をいただいております。

そこで、これらの答申についての私どもの受け取り方でございますが、一つには、今回の法律改正につきましても改正の方向あるいは改正の姿勢ということにつきましては、一応の評価をいただいております。また、その個別問題についてでございますが、特に支給開始年齢の引き上げという問題につきましては、両方の審議会でも評価が分かれております。社会保障制度審議会におきましては、経過措置等について若干の指摘はあるわけでござい

ますが、基本的には一応の御理解をいただいております。地方公務員共済組合審議会の答申でございますが、これにつきましては、最終的には今回の改正は慎重であるべきだということを述べております。

ただいま御質問にありましたように、いろいろな御意見もあろうかと思ひますが、私どももいたしましては、年金財政というものを長期的に安定をしなければならぬという考え方に立ちまして、他の公的年金制度との均衡等も考慮いたしますと、支給開始年齢の引き上げというものは特例措置を講じながら、どうしてもこれは早期に実施をしていく必要がある、またそうすることが妥当である、こういうふうに考えて今回の改正案を提案をいたしておるわけでござ

います。

○三谷委員 地共審の三月十四日の答申においては、慎重であるべきであるという批判的な意見が答申されております。それから、地共審も加わっております共済年金制度懇談会でも、具体的な年齢については意見の一致を見ておりません。しかし、支給年齢を引き上げる場合、あくまでも国庫負担増という全体的観点からの措置というものが必要である、こういう確認がなされておりますが、今度の措置では公的負担一増という暫定措置をおとりになるようでありまして、これがつまり支給年齢の引き上げの反対給付的なことになるわけでしょうか。

○宮尾政府委員 共済年金制度懇談会におきましては御承知のように、共済年金制度改正の検討項目整理メモという中で、当面取り上げるものとしたしまして、「国庫負担割合については、他の公的年金制度とのバランスを考慮して是正する。」というところを述べておられます。しかしながら、共済年金についての公的負担という問題につきましては、これは公的年金制度全体を通ずる公的負担のあり方をどのようにしていくかという問題に直接関連をいたします非常に基本的な問題でございまして、私どももいたしましては今回の制度改正におきましては、支給開始年齢の引き上げ等の措置に関連をいたしまして、とりあえずの当面の措置として特に一増相当分を公的負担として措置をする、こういうこととしておるわけでございまして、したがって、この懇談会で述べた「他の公的年金制度とのバランスを考慮して是正する。」という問題につきましては、今後、公的負担をどのようにするかという基本的な問題でございまして、他の制度との均衡等も考慮しながら、今後この問題にいろいろ取り組んでいかなければならぬものというふうに考えておるわけでございます。

○三谷委員 公的負担の問題は、今後さらに取り組んでいくことですが、そうしますと、その問題は今後取り組むけれども、支給年齢の引き

上げの問題は先食いを、こういうことになるわけでしょうか。私はこれは一種の契約だと思えますから、この契約の改定をしますときには、契約の当事者にも十分納得をしてもらう必要がある、そのためには、一方的な先食いはだめだ、というふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○宮尾政府委員 将来の公的負担のあり方というものをどうするか、一体どんな見通しとするのかということについては、先ほど申し上げましたように、基本的な検討をさらに続けていかなければならない問題でございまして、この段階で見通しを申し上げることはできないわけですが、いまは、支給開始年齢の引き上げ措置につきましては、これは六十歳とするということにいたしておられますけれども、非常に長い期間にわたる経過措置というものをかけて六十歳に到達をする、二十年くらいの期間を掛けて六十歳に到達をする、こういうことを当面の考え方として打ち出しておるわけをございまして、したがって、この六十歳で支給を開始するということが現実には、この六十歳というのとは相当先の問題でございまして、そういうことをあわせ考えまして、公的負担の問題につきましまして、そういう点も踏まえて今後さらに、他の年金制度等との関連も考慮しながら十分検討をしてまいりたいと考えておるわけをございします。

○三谷委員 今回の支給年齢の引き上げについては、高齢化社会への対応としての財源対策が非常に強調されております。財源問題でいいますならば、公的負担がどのように位置づけられるかという点を抜きにしては財源問題の議論はできませんが、同時に、この公的負担の問題でいけば国の財源不足の問題、これがいつも挙げられるわけですね。しかしこの国の財源の問題といえますのは、国の政策選択という問題を抜きにできませんから、たとえば大企業の特例減税はどうだとか、あるいは軍事費の膨張はどうだとか、あるいはまた大型の公共投資はどうあるべきかとか、こういう

問題が絡んできます。ですから、これを単に年金の分野だけで議論することはむしろかしいのであって、その点から申しますと国の財源がどうであるかという点は、さっき申しましたいろいろな条件の問題を抜きにしては議論できないわけでありまして、そういふ点からいいますと、支給年齢だけを引上げてその負担は一方的に組合員に押しつけるというだけではきわめて不十分であり、一方的であるというふうには私は思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、年金制度についての抜本的な改革については、他の年金との関係、それから雇用保障との関係など総合的に慎重に検討すべき問題があるわけでありまして、そういう問題の全体の検討と、そして一定の政策立案といいますが、その中で支給年齢の引き上げという問題が出てくるべきものであります。ところがこれだけいま突出して行われようとしている、そこにやはり問題があるのではないかと、いふふうに考えますが、これは大臣いかがでしょうか。

○後藤田国務大臣 おっしゃるように、高齢化社会にいま対応するというために組合自身の財源対策が先行しておるのではないのか、その際には、公的負担抜きでは議論ができないのじゃないか、ことにまた、財政負担全体のいろいろな問題等も含めて考えなければいけないという御意見が一つ。同時にまた、抜本改革をやるのについては、公的な年金制度全般の問題あるいは雇用安定、こういった中で初めて年齢の引き上げということを議論するのが正しいのではないのか、こういう御意見にあらえて異を唱えるわけではありません。しかしながら、今日、国家共済組合とかあるいはまた地方共済等の現状を踏まえますと、どうしてもこの際、さしあたり当面の改革というものをやらないと組合財政の窮乏が目に見えておるのだといったようなことで、私は今度の改革に踏み切ったと思えます。しかしながら、やはりおっしゃるような点も踏まえながら、こういう点についてはさ

らにこれからも再々検討を漸次加えていかなければならぬ問題であろう、私はかように考えておる次第でございします。

○三谷委員 この支給開始年齢の延伸が単に共済年金だけの延伸にとどまるだろうかという疑問が一つあるわけですね。つまり現在、共済年金で支給開始年齢が五十五歳、厚生年金で六十歳、国民年金で六十五歳であります。そこで政府は、すでに労働者年金の八割を占めております厚生年金の六十五歳への延伸を研究されておるようでありまして、そうしますと、共済年金の支給年齢の引き上げということとは、いわゆる官民格差の是正というものはなしに、この共済年金の支給年齢を引き上げると同時に、同じだけの率で厚生年金の支給年齢も引き上げをする、そういう意図をお持ちではないのか、そういう年金制度全般の改題のための一つの基礎づくりではないのかという点を危惧しておりますが、その点はいかがでしょう。

○宮尾政府委員 現在の厚生年金の支給開始年齢と共済年金の支給開始年齢につきましては五歳の差があることは、御承知のとおりでございまして、この点につきましては、いわゆる官民格差の問題というようになっております。と議論をされておる問題でございまして、公的年金の中でのそういうバランスの問題が一つ議論としてあるわけですね。加えまして、これはまた各公的年金にも共通する問題でございまして、支給開始年齢を共済年金につきましまして現行のままではなくならば、将来におきましては非常に大変な年金財政の状況になる、こういうことをあわせ考えまして、共済年金につきましまして五歳引き上げということを今回御提案を申し上げておるわけをございします。

御質問にありましたように、厚生年金につきましまして六十五歳に引き上げるべきかどうかというように議論も一部には伺っておりますけれども、この共済年金の支給開始年齢を引き上げを一つの踏み台にしてさらに厚生年金のそれを引き上げる、こういうような考え方に立つもので私どもは私ではないというふうに考えておるものでございします。

○三谷委員 大臣、いまお尋ねしました点ですが、共済年金の支給開始年齢を五歳引き上げまして、それを一つの基礎にしまして厚生年金の支給年齢を五歳引き上げるといふような処置は、お考えになっていないことでしょうか、あり得ないことでしょうか。

○後藤田国務大臣 その点につきましては私どもとしては、ともかく地方公務員共済組合の財政状況等々も考えまして、また同時に、官民格差の問題もございまして、こういった処置に当面踏み切ったわけをございしますが、これをバネにしまして厚生年金の方を六十五歳にするのだといったようなことは私、全然聞いておりません。一応私どもは私どもの方の立場として今度の改正案に取り組んだわけをございします。

○三谷委員 本来、共済年金と厚生年金の支給開始年齢については、同じ労働者年金として統一的に調整されるべきものであるというふうに私も思っています。しかし、その一本化というのは全般的な年金制度の改善の中で行われるべきものであつて、単に単純に共済年金の支給年齢を引き上げるといふだけでは不十分ではなからうか。これは年金額にしましてもその他のいろいろな条件などを含めて、全般的な年金改善の一環として扱われた場合に初めて説得力を持つわけでありまして、いまのところでは五歳の年齢の引き上げ、しかもそれは其年に限るといふことでありますから、これではそういう点での総合的な一貫性に欠けはしないかというふうに思いますが、その点はどうかでしょうか。

○宮尾政府委員 公的年金全体のバランスの問題といいますが、そういうことにつきましては検討あるいは改善措置は、すべての公的年金制度を通じて整合性のとれた形でやるべきであるという御意見につきましては、基本的には私もそういう考え方であるわけをございします。ただこの問題は、非常にいろいろな沿革なりあるいは異なった制度を持つておる幾つかの公的年金制度をどうい

うふうに組み立てていくかということでありまして、検討についてはいろいろな角度から相当な議論をして時間をかけていかなければならないものであるというふうに考えておるわけでございます。

したがってそういう中で現在、厚生年金と共済年金制度において官民格差があるというような問題、あるいは共済年金制度自体の非常に逼迫するであろう将来の財政問題、こういうものを放置して今後のすべての年金制度を通ずる改善措置を待つというとは、私どもは現段階ではとるべき考え方はない。少なくとも本年度は、財源の再計算等も行いうるに当たりますので、これを一つの機会といたしまして、とりあえず共済年金制度について行いべき措置についてはまず行い、こういう考え方のもとに支給開始年齢の引き上げ等の措置を御提案申し上げておる次第でございます。

○三谷委員 これが六十歳になりました場合、退職時と年金の支給時のギャップ、いわゆる空白期間が生じてくるわけでありまして、これはどのように措置されるのか、そしてそれは一体どれぐらいのパーセンテージに当たるのか。つまり、年金受給者で六十歳以下の退職者がどれぐらいに達しておるか、これは全体の公務員の場合であります。それから、直接影響を受けます一般職の場合、これはどの程度のパーセンテージに達するのか、これをちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 具体的な数字等の点につきましては、福利課長から後でお答えをさせていただきます。と思いますが、年金の支給開始年齢が六十歳に到達をした場合に実際の退職年齢とのギャップはどういうふうに予想するのか、こういう御質問だろうと思ひます。この点につきましては、相当先行きの長い時点での話でございますし、もちろんその途中経過におきまして五十七歳、五十八歳というように年齢を刻んでいくわけでございますが、そこらのところを的確に予測することはなかなかむずかしい問題であろうと思ひます。ただ一

般的に現段階では、地方の公共団体の場合には退職勤奨制度というようなものを実施いたしておりまして、そういう制度等も含めての平均的な退職年齢はおおむね五十八歳程度というふうに私どもは理解をいたしております。したがって当面、支給開始年齢六十歳に至るまでに所要の経過措置を設けておりますので、そこらのこと相当地な、十年程度の間は、支給開始年齢と平均的な退職年齢との間にずれといひます。すなわち間ができるということとは出てきませんが、この退職勤奨制度等がこのままであるものとした場合に、十年以降あたりからはそういうものがどういふふうになつていくか、こういう問題だろうと思ひます。

もちろんこれは今後またいろいろな形で、社会情勢に即応しながら退職勤奨制度自体も動き得る問題でもあるかと思ひますので、そういう点につきましましては、現在でも地方団体で再就職のあつせん等の措置を講じたりいたしまして雇用の保障等とも絡みながら、雇用保障の確保につきましまして適切な運用がなされるように私どもは期待をいたしておるわけでございます。

○望月説明員 先ほどお尋ねがございました一般職の職員の場合という次元につきましましては、ちょっとそういう分類でなくして、共済組合すべて同じ制度のもとでございまして、昭和五十二年に退職された方で年金受給された方、この退職時の年齢を地方公務員の共済組合全部で見た場合でございますが、お尋ねの年齢の域を五十五歳から五十九歳、こういうふうな階層で見ますと、五十二年の退職者は四万一千八百五十八人が全部でございまして、そのうちの二万六百四十二人、割合にしますと四九・三％の方が五十五歳から五十九歳、こういう階層に入つてございます。

○三谷委員 もう一つお尋ねしておきたいのは、厚生年金では女子の場合五十五歳からの支給になつておりますが、これと共済年金六十歳との関係はどうなるわけでしょうか。

○宮尾政府委員 厚生年金におきましては、支給開始年齢につきまして男女に差を設けておるわけでございます。今御私ども共済年金制度で支給開始年齢を引き上げるにつきましては、この男女の差を設けるといふ考え方はとっておりません。これは、共済年金制度も公務員制度の一環という面も一つにはございまして、また、男女につきましまして支給開始年齢に差を設けるといふようなことにした場合には、掛金についてもやはり差を設けていかなければならないという問題も出てくることありまして、共済年金につきましましてはその差を設けない、こういう考え方でおるわけでござい

ます。

○三谷委員 共済年金において男女差を設けなさいと言つてはいるわけじゃありません。厚生年金で女子については五十五歳ですから、共済年金が六十歳支給になった場合に逆格差が生じてくる、そういう問題が起きてくる。その場合、厚生年金の女子の五十五歳というのはそのまま据え置かれていくのか、あるいは、これが厚生年金の年齢延伸に大きな論拠として使われる可能性があるのではないかというところを懸念してお尋ねしているわけ

です。

○宮尾政府委員 直接の所管ではございせんので、的確な御答弁になるかどうかわかりませんが、厚生年金におきまして女子に特例を設けておる理由といたしましては、これは、二十九年当時厚生年金保険法が改正をされたわけでございまして、その際、男子について五十五歳から六十歳に引き上げたわけですが、女子については据え置くという措置を講じたわけでございます。これは、当時における女子労働の実態を考慮してこういう形にされたのではないかと私どもも考え

るわけでございます。ただ、厚生年金について女子と男子の間でこういう差を設けていることにつきましては、本年の四月十八日に出されました年金制度基本構想懇談会の報告におきましても、そういう存在理由が認められない男女差は解消を図るべきである、こういう考え方がとられておるようでございます。

しかし、御質問にありましたように、共済年金の方のそういう扱いがさらに厚生年金の年齢引き上げの一つの引き金といひますか、踏み台になるというふうには私どもは考えておりません。あくまでも厚生年金は厚生年金という立場でそのあり方を検討されるであろうと考えております。

○三谷委員 主観的な意図がどうありましようかと、客観的な一つの情勢をつくっていくという点から申しますと、いまおっしゃつておられることにはならないという懸念を私どもは持つのであります。しかし、いまここでこの問題を議論しまして、幾らか観念論になりますからおいておきますが、今度の共済年金の改正の中には、そういう立案者の主観のいかんにかかわらず、客観的には全体の年金制度を後退させる要素が非常にあります。共済年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げるというところは、いまの段階では官民格差の是正、こうおっしゃつてはいるけれども、やがて厚生年金の支給年齢を五歳引き上げるといふようなことになつてくれば、これは年金制度全体の重大な改悪を意味するものであつて、そういう危険を多分に持たせる内容であるということを私は申し上げておきたいし、そういう観点でお尋ねをしておるわけです。

ところで、今回の支給開始年齢の引き上げについては、警察官、消防士は従来どおりとされておりますが、この根拠は何でしょうか。

○宮尾政府委員 警察官あるいは消防職員につきましては、一定の事情に該当する者につきましまして、退職年金の支給開始年齢を五十五歳に据え置くという特例措置を講じておるわけでございまして、これはその職務の性格、特殊性等にかんがみましてこのような措置を講じようというものでござい

ます。

○三谷委員 職務の性格といふのはどういう性格でしょうか。重労働といふことなんでしょうか、危険労働といふことなんでしょうか。

れております職種等と比較をいたしまして、その他の共済制度におきましても認められておりますようなものとの均衡を考慮いたしまして、このような特例措置を講じようという考え方でございます。

○三谷委員 説明がよくわかりませんが、五十二年度の退職者で年金受給者を調べてみますと、五十五歳から五十九歳で退職するのは、一般職よりも警察の方がはるかに多くなっております。警察職員で七七・八％でありますが、一般職では五九・四％、全体合わせていまおっしゃった四九・三％という数字なんです。そうしますと、警察職員の五十五歳以上の退職者が圧倒的に多い。一般職よりも多いわけです。その五十五歳を超えて退職する人が多い警察官の方は五十五歳に据え置きをする、そして警察官に比べまして五十五歳から五十九歳で退職する率が低い方を六十歳に引き上げるといふ措置は、一体どういふことなんでしょう。また、まことに不可解に思ふのです。

○宮尾政府委員 年金制度におきまして年金をいつから支給するかということにつきましては、一般的な稼働能力の減退あるいは喪失という点に着目をしてこの年齢を検討するというような考え方があるわけではございません。退職の実態という点については、数字の点についてはまた後で福利課長の方から申し上げますが、一般的に考えまして、警察官の職務あるいは消防職員の職務内容からいたしまして、一般の職員よりは支給開始年齢を下げておく、下げるということが妥当な仕組みではないか、こういうふうには私どもは判断をいたしておるわけでございます。

ちなみに外国の場合におきましても、消防官とか警察官というふうなものにつきまして、一般職員の支給開始年齢の特例措置を講じておるような実情にもございます。また、他の共済制度等におきまして諸制度におきまして、こういう特例の認められておる職種との関係等も考慮をいたしまして、こういう措置を講じたいというふうに考えておるわけでございます。

○望月説明員 先ほどは地方公務員共済の全体について、五十五歳から五十九歳の年金受給者は五十二年度の退職者の場合に四九・三％と申し上げましたが、なおそれより上の六十歳以上の方が、共済組合全体でございますと三四・七％でございます。これから見ますと、お尋ねにもございまして、これに警察共済組合は、五十五歳から五十九歳は確かに全体よりも七七・八％というふうな比率は高いのですけれども、それよりお年の方も含まれますと六十歳以上の方は、全体で三四・七％であるのが、警察共済組合では一一・八％と非常に落ちておる状況でございますので、念のために数字としてお答え申し上げます。

○三谷委員 いまの説明は格別な意味がありません。五十五歳以上の退職者というのはいまおっしゃいました説明で見ても、警察官で八九％、一般職で八八％ほどですか、大差はありません。しかし、実際の共済年金の支給の扱いでは五歳という大きな差が出てきておる。消防、警察を六十歳に上げないと言ふわけではありません。警察、消防がそういう状態であれば、一般職についてもにわかに五歳延伸するという問題意識を持つておるわけであって、悪い方にしないと言つておるわけではございません。

それで一般職の場合でも、危険な作業とか重労働とかという職種に従事されている公務員もおるわけでありまして、これらにつきましては特例措置がとられて、五十五歳という警察、消防並みの扱いが行われるものかどうか、この点お尋ねしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 御質問がありました、いわゆる職務に従事するような職員の範囲の問題につきましては、特例措置を講じております警察、消防等との関係でどのようにしていくべきかという問題がありまして、これは今後の研究すべき主要な課題だと考えております。したがって、公共企業体における検討状況というふうなものも考慮をいたしながら、今後検討をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○三谷委員 そういうものを総合的に検討して立法をやらなさい。そうしなければ、一般公務員にとつて不利なことがどんどん先食いされていくと、それで主要なことは今後なお検討するということになってしまふと、これはきわめて一方的なことでございませう。その措置がよくないということをおし上げておるわけです。

先ほどちよつと数字を申し上げましたが、数字を間違へました。警察で五十五歳以上の退職者は八九・六％、一般職員で八八％ありますから、五十五歳以上の退職者でも警察職員の方が多いといふことになっております。ですから、ここだけが一五五歳に据え置かれておつて一般職が六十歳というの、この点でも実態から見まして首肯しがたいものがあります。私はこういう点について今後検討してほしいと思ひますが、いかがでしょう。

○宮尾政府委員 きわめて常識的に考えまして、警察官の職務あるいは消防職員の職務というものが、いわゆる一般職の職務と比較しますと、その職務内容において特殊性が認められるというふうに私どもは判断をいたすわけでございます。ただ御指摘のように、いわゆる一般職員という中にあつてもそれに類似のものがあるのではないかと、こういう御指摘だろふと思ひますので、その点につきましては先ほども申し上げましたように、類似の他の共済制度等の取り扱い等も今後いろいろ考慮しながら、検討を加えてまいらるべき問題だと考えておるわけでございます。

○三谷委員 問題が少し違ひますが、実質的に政府事業の延長であります公社公団に対して天下りを行つております役員等の共済年金の支給は、どのように扱われておりますでしょうか。

○宮尾政府委員 御質問の趣旨は、退職いたしました公社公団等の再就職をした者について共済年金が支給されているかどうか、こういう問題だろふと思ひますが、これは共済年金制度のたてまえからいたしまして支給をすることにいたしておるわけでございます。ただ、今回の改正法におきま

しては、退職年金は、老齢によりまして稼働能力を喪失した者に対する所得保障という制度的な面もございまして、仮に退職して保険集団から離脱したという場合でありましても、非常に高額な給与所得を得ている人につきましては無条件に退職年金を支給していいのかどうか、こういう問題がありますので、そういうケースにつきましては、いわゆる高額所得者につきましては、一定の仕組みによりまして一部の支給停止をする、こういう措置を講じようとしておるわけでございませう。

○三谷委員 高額停止というのとは従来は、年収六百六十万円以上の所得者で恩給が百三十七万円以上のときに、すなわち総所得が七百九十七万円の場合恩給の二〇％を停止するという措置だと思ひます。今回の改正では、これを年金外給与所得は六百万円、年金額が百二十万円以上の者の場合年金の二分の一を支給停止する、こういう改正案だと思ひますが、これに間違いはないでしょうか。

○宮尾政府委員 そのとおりでございます。

○三谷委員 そこで、私がお尋ねしましたのは、高額所得者一般に対する年金の一部停止ということではなしに、政府事業を行つておる公社公団、地方自治体の場合は地方の公社公団がありまして、ここに天下つた場合、これは御承知のように、福田総理大臣が五十二年二月の予算委員会でも言つておられます。公社公団、特殊法人というのは、要するに政府の延長である、そして結局その実態というものは公務員の定年が延長された形である、こうおっしゃつた。つまり、公社公団、特殊法人に天下つた人は、退職したわけではない、依然として政府事業を継続し、それに従事している、そして非常に高額な給与を保障されながら、一方においては共済年金を受け取つておる、そういう状態があるわけでありまして、これで果たしていいかどうかということでございます。これは懇談会の整理メモの中にも示されておりますが、たとえば「高額所得者に対する年金の一部停止」、いろいろ書いておりますが、その後、特に「公

庫・公団等の役員に対しては何らかの停止措置を
図るべきである。」ということが出ておりますが、
これについてはどのようなお考えなんでしょうか。

○宮尾政府委員 いわゆる地方公団等に再就職を
した人たちの問題でございますが、先生御存じの
ように、いわゆる共済年金制度というものは、職
員としての期間中掛金を一部負担をいたしまし
て、保険集団といえますが、退職をしたならば年
金を受ける、こういう約束といえますが制度のも
とに掛金を掛けておる、こういう仕組みであるわ
けでございます。いま御指摘がありましたように
地方公団等につきましては、地方公共団体の本来
の事務、事業に非常に密接な関係の業務を行って
おるといことは確かでございますけれども、年
金制度という面から考えた場合に、掛金をしてお
った保険集団から離脱したならばその年金を支払
う、こういうたてまえは崩すわけにはいかないと
私も考えるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、非常に高
額な給与所得等を受けておる場合におきまして
は、年金制度がそういうたてまえからできておる
といえども、一種の所得保障的な目的を持って
つくられておる制度でもございますので、高額
所得者については一定の考え方によって年金支給
の制限を行う、こういうことは許される、こうい
う考え方に立ちまして今回のような改正措置を考
えておる次第でございます。

○三谷委員 いま保険集団とか何とかいうこと
をおっしゃいましたけれども、政府事業や政府事
務を代行する公社公団というものはいわば政府の
延長である、これは福田総理大臣の発言なんで
す。その政府の延長に今度移転をする、それは決
して退職したわけではない、失業したわけではな
い。つまり、失業後における生活保障という問題
は全くない。むしろ公社公団、特殊法人に天下つ
た方が給与も上がればボーナスも上がる、これは
大変な優遇措置がとられている。それにまた年金
を支給するということは一体社会的に見てどうな

のかということなんです。こういうことがいつ
までも認められていいのかということは、国民の
だれしもが持つ疑問であります。

今度、従来の百三十七万を百二十万に切り下げ
て、二〇％削減を二分の一削減にされましたが、
それによって大体どれくらい差が出てきますか。

○宮尾政府委員 御質問に対して同じ答弁を繰り
返すような形かもしれませんが、公社等が地方公
共団体と密接な仕事をしておる、そういう
ところから地方公務員の身分を離れまして再就職
をする、こういうことにつきましては、年金制度
のたてまえからいいますと、退職した場合に支
給要件に該当する限り退職年金を支給するという
のが、やはり年金の本来の仕組みであるわけで
ございます。たとえば地方公務員をやめまして民間
に就職をする、こういうケースもありますし、そ
れぞれ再就職の道というものはいろいろあるわけ
でございますが、そういう場合には、支給開始年
齢に到達しておる等の要件が合致しておれば、
これはいずれの場合にも支給をされるわけでござ
います。

ただ、先ほど申し上げましたように、非常に高
額な所得を得るような再就職をされておられる、
こういう場合については、いかに年金制度のたて
まえとはいいまして、支給制限をすることは許
されるであろう、こういうふうに考えるわけでござ
います。

なお、おおむねどの程度の金額の減になるか、
こういうことにつきましては、いろいろなケース
もございまして、その具体的な数字も手元にござ
いませんで、恐縮ですが御答弁を省略させてい
ただきたいと思っております。

○三谷委員 いまおっしゃいました高額な所得を
得ておる人、しかも政府事業を執行する組織に就
職された人、これは退職というふうな扱いをする
必要はない。これはいわば転勤とも言うべきも
のであって、実質上何ら退職しておるわけではな
いのです。むしろ優遇されて、官僚当時と比べま

してはるかに保障された条件でそこに転勤される
わけですから、これを一般の民間会社への再就職
と同じように扱うべきではないというのが国民の
考え方だと思っております。

それでこれについては、年金制度の本旨がどう
とかこうとかおっしゃっておりますけれども、要
するにこれは支給要件を改善すればいいわけであ
って、高額停止の措置と同じように、こういう公
社公団の役員として就職しておる場合、その役員
の任期間においては支給をストップするという法
改正を行えば、あるいは法律の改正まで必要がな
いかわりませんけれども、措置を行っていいばい
いわけであって、それをやるべき時期に來ている
のではないかとこのことを申し上げておるわけで
です。

一方では支給年齢の引き上げを図って、一般公
務員に対しては制度改悪の措置をとっていく。そ
れはやはり財源問題に大きなネックがあるんだ。
ところが一方におきましては、このような一部の
特権的な官僚に対する年金の給付というものは何
の考慮も払わない。わずかばかりの高額削減をや
るといふだけにとどまっておるわけであります。

これは実際的に見て支給する必要がある状態にな
っておるということが認められるわけであります
が、これについて大蔵省はどうお考えでしょう
か、それから地方の公社について自治省はどうお
考えでしょう。あるいはその実態について御承
知になっているかどうか、これもあわせてお尋ね
したい。

○野尻説明員 ただいま御指摘のございました、
公務員を退職した後の就職先が公庫あるいは公団
等である場合、そういう方々に対してだけ共済年
金の支給を停止するあるいは大幅に制限するとい
う措置につきましては、先ほどから公務員部長
がお答えされておりますとおり、年金制度の面だ
けで再就職先によつての制限の、まあ差別をする
ということとは、非常にむづかしいのではないかと
考えております。したがって、年金制度の面
だけから見ますと、再就職先が民間企業であるか

あるいは自営業であるかということを開わずに、
一定の職域保険でございますので、その職域を離
脱して、その後どういふお立場で仕事をされてい
るかを問わずに年金を支払うというのが原則でござ
いますので、公庫公団に限るという形でそれを
行いますのは現状においてはやや問題があるの
ではないか。したがって、一般的な高額所得者に対
する停止ということの方が公平性が保たれるの
ではないかというふうに私は私どもは考えておるわけ
でございます。

○宮尾政府委員 先ほど来お答えを申し上げまし
たとおり、また、いま大蔵省の方から御答弁があ
りましたように私どももいたしましては考えてお
るわけでございます。

なお、地方公社の実態等につきましては、担当
課長の方から御答弁をさせていただきます。

○末吉説明員 いわゆる地方公社でございます
が、地方住宅供給公社法とか地方道路公社法ある
いは公有地の拡大の推進に関する法律等いわゆる
特別法に基づいて地方住宅供給公社とか地方道
路公社あるいは土地開発公社等、それと、一つの地
方公共団体が二五％以上出資しております民法上
あるいは商法上の法人、これを合わせますと、昭
和五十四年四月一日現在で全国で三千三百六十
ございます。その役員のうちに、地方公共団体を退
職しまして公社の役員等になっておりますのは三
千九人ございまして、公社の役員総数四万四千五
百十八人に対する割合といたしましては六・八％、
七％弱が実情でございます。

○三谷委員 時間が来たようですが、一つだけ聞
いておきます。
大阪市の経理局長を務めておりましたA氏とい
う方がおります。この人は、自治法の二百二十一
条三項によりまして予算執行等の調査の対象とな
り、二百四十三条の三で経営状態を示す書類を関
係議会に提出することを義務づけられておる地方
公社の一つであります大阪地下街株式会社専務
取締役になっておる。ここで同氏は、五十三年度
の場合、八百五十万円を越す給与を受けておる。

賞与は別です。ところが、年金は二百八十万円を超えておる。

それから、同じく大阪市の関係ですが、助役を務めておりましたF氏と言いますが、これも市の外郭団体、まあ行政補助団体といいますが、これの大阪南海複合ターミナルの代表取締役社長、一方、財団法人大阪フェリー埠頭公社の理事長も兼ねておる。これは八百七十万円の報酬でありまして、これも共済年金は二百五十万円になっておる。

羅列しますとたくさんありますが、こういう状態、これは庶民感情から見てこのままでいいだろうか。いま公社公団、特殊法人の問題というものが世論の糾弾を受けておる。税金のむだ遣い、乱費というものが大變社会的な問題になってきておる。そういうときにおきまして、この制度も乱費やむだ遣いの一つの要素として構造的に存在している。これをそのまま置いておいていいのだろうかという疑問はだれしもが持つ疑問でございまして、これについては、大臣がおきませんから大變お答えしにくいと思いますが、次官がお越しになっておられますので、これでいいだろうかということについて御所見を承っておきたいと思ひます。

○安田(貴)政府委員 地方公務員が退職をいたしました、公団その他それに類する機関に再就職をいたしました場合の問題のようであります。これはきわめて事例が多くもあり、また、その形態も非常に差があるわけでありまして、いま御指摘のような方もあると思ひます。しかし、公務員の共済組合の法に基づく年金の支給ということ、これは退職をいたしました場合には支給条件にかなえば支給を開始するということになるわけでありまして、したがって、非常に複雑な、転職後における就職先によって差別を与えるということ、なかなかこれには制度上も問題が残ると思ひます。したがって一定の金額で高所得者には支給の一部を制限する、そういうたてまえをつくっておるものと解しておるわけでありまして、したがっていまの御指摘の点は、国家公務員並びに地

方公務員が退職した後における再就職先に対するいわゆる指導をどうするか、あるいは給与体系をどうするか、こういう問題にもなるのではないかと申すか、そういう問題が、御指摘の御趣旨についてはよく理解ができるのでありますけれども、これを地方公務員の共済組合法の範疇においていまだ解決するということは、なかなか至難な問題ではないかと考えておりますので、ひとつよろしく御理解をいただきたいと存する次第でございまして。

○三谷委員 一つ申し上げておきますが、福田前総理大臣はこう言っているのです。「公社公団、特殊法人と申しまして、これは要するに政府の延長です」「実質におきましては全く政府の延長につきますべき公社公団、特殊法人、こういう問題、それに応じて再検討をすべきである」と、こういうことをおっしゃっておる。それからもう一つは、公社公団に就職した人については、「公務員の定年が延長されたのだ」というような形が公社公団の人事において出てきておる」とおっしゃっている。つまり、実質的に公務員の定年が延長された形になっている、そして実際に、政府事業の延長である、こうおっしゃっているわけだ。そうしますと、政府事業の延長というところで仕事に従事なさっている方は、これは退職した者であるから共済年金を支給するといふような論理はなくなってくるわけだ。だからそこを、このような総理大臣の見解であるとしなすならば、年金法の上でも扱いについて研究する余地が多分にあると思うのだ。これについて研究をする意思があるかないか、聞いておきたいと思ひます。

○安田(貴)政府委員 三谷さんの重ねての御質問であります。いまの福田総理大臣の御発言の内容容についてはそのとおりかと存じますけれども、御承知のとおり、地方公務員も国家公務員もそうでありましたけれども、任命権者によって退職を決定された場合には、これはもう現在の法体系の中では、公社に行きましようがあるいはまたその他の政府の關係する特殊法人に就職しましよう

が、これは別個な任命になるわけでありまして、法律上としてはやはりそこで区切りをつけるということになるのは当然だと思ひます。私のお話といたしまして、私の考えでは、福田総理のお話といたしましては恐らく、実質的には引き続き公務員として就職をしておるといふような物の考え方ひとつやるべきではないかという、そういう物の考え方によっての御発言ではないかと思ひます。どうして国家公務員、地方公務員の退職者はそれで一たん身分を失うわけでありまして、その身分を失った時点から後には、やはり共済年金の支給条件にかなえられ支給する、そういう形にならざるを得ないのではないかと。したがって、その問題はその問題として、さらにいまのような状態に対してどうするかという問題になりますと、これは今後問題としていろいろとひとつ研究をさしていただく以外にはないかと、かように存じますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○三谷委員 時間ですから終わりますが、いま実態を基礎にして研究をしてほしい、そういう觀念論、形式論でなしに、そのことを希望しておきます。

○三谷委員 細谷治嘉君。

○細谷(治)委員 朝からの質問で、各論も含めていろいろと議論されてまいっておりますので、私はちょっとマクロの立場という少し語弊がありますが、それけれどもそういう立場と、それから大蔵委員会で詰めてまいりましたような内容、そういう問題について若干質問をしてみたいと思ひます。ただ、政府委員の方がほかの委員会との關係で時間的割り当てもあるようございまして、少し順序がばらばらになりますけれども、質問させていただきます。

最初に、大蔵省の野尻課長にお尋ねしたいのでありますが、いわゆる山田メモ、こういうものがございまして、伺いますと、大蔵委員会におきましては、このメモを中心にして審議され、附帯決議ができるというように伺っております。

が、メモとしては大變重要なメモのように私は理解しております。

そこで、この山田メモというのを野尻課長は御承知かどうか、まずお伺いします。

○野尻説明員 昨日、大蔵委員会の理事会におきまして、山田耻目先生から各委員の先生方に提示されました、それをいただいております。存じております。

○細谷(治)委員 野尻課長は、ただ昨日の委員会議事懇談会でこのことを知ったのか、あるいはその前に、こういう問題について具体的内容も含めて詰めるということになりますと語弊がございまして、話し合いがあったのかどうか、それをお伺いしておきます。

○野尻説明員 お答えいたします。山田耻目先生には、私どもの国家公務員共済組合法の關係で大蔵委員会という御審議いただいておりますので、法案の提出が決定いたしました直後から、この法案の内容につきまして御説明申し上げ、御疑問の点についていろいろお尋ねがございましたことにお答えを申し上げるという形で、このメモに示されております四つの項目のほかにも、たとえば共済組合審議會を今後どうするかとか、あるいは国鉄共済組合が大變危機的な状況にあるがこういうものは一体どう考へるかとか、一般的な御質問がいろいろございまして、そういう一般的なお話に對しまして、私どもができる説明の範疇内では御説明は申し上げたことはございまして。

○細谷(治)委員 私が伺ひしておることは、法案の内容を説明したかどうか、こういう問題ではなくて、国会において一つの法案が出てきた、それが国民多数に關係があるといった場合に、国会議員として、その法案を専門的に審議する人として、このことはどうしたらどうかなんだ、このところはこうすべきではないかということについて、議員としての、大蔵委員会としての意見を述べる、そしてある意味では、よく言われるような法案を上げていくための詰めの行動というのは、

熱心な議員ならやることでありますが、あなたがそれにただ説明しただけではなくて、そういうことについて山田メモという意見が出た、あるいは大蔵のある程度の審議をした上で議論をしているわけですから、本案に対する大蔵委員のポイントというのはある程度わかっているわけですね、そういうものを踏まえてやりとりというのは、これはもうあっても不思議じゃないと思うのですよ、そして最終的には大蔵委員会が決着をつけるわけですから、議員がそれぞれの考えに基づいて法案に意見を述べる、そして、そういう問題については再考する、検討する、あるいはそういう問題についてどういふふうな修正しましょう、こういうことで結んでいくことは一向差し支えないと思うのでありますが、単なる説明というのは、この春以来の問題でありますから、問題でありまして、私の手元にあるのは、十一月二十九日十時三十分と書いて、野尻課長というサインみたいなのがあるわけですよ。ですから、これはまあ悪いことじゃないわけであって、法案に協力していく以上はどの議員だって詰めていくことはあたりまえなんです。それから、意見を述べて、これはこうしたらどうかというのを詰めていく、あなたの方で答えるということとはあり得るのでしょうか、そういう段階におけるこういうものだ、こういうように私は理解しておるのであって、単なる説明をいたしましたという、大学生に講義するような、あとは責任ございませんということでは困るわけですよ。そういうのを聞いています。

○野尻説明員 たびたびの同じお答えで大変恐縮でございますが、確かにこの昨日いただきました山田先生のお書きになったメモには、日付と私の名前が括弧書きで入っております、ちよつと私自身もこれはどういふことかなという感じがいたします。けれども、こういう四点の内容につきまして、ここに述べられておりますようなお考えが山田先生の方からお示しになった、こういうことはこういうことではないのだろうかというようにお話をあつたということは、そういうことをこのメモにまとめられたということは、経過から言いますとそういう事実があつたということでございます。

○細谷(治)委員 あなたとの話し合いで野尻課長にこういう点をどういふ文章でどうだと申し入れたことばかりではなくて、その過程において意見のやりとりがあつた、あるいは合意した点もあつたか知りませんが、なるほどと思つたこともあつたということではなかったか、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○野尻説明員 ここに書かれてございます内容をお読みいただきますとわかるように、かなり抽象的に書いてございまして、何と申しますか、こういう文言で表現されております内容について、この文字どおりの意味でどういふ内容の、合意と申しますとちよつと齟齬がございすけれども、そういう点のそれぞれ検討する検討するということとで合意があつたと申しますが、そういうことはそのとおりかと思ひます。

○細谷(治)委員 これ以上はやりません。自治省に伺います。こういうことで大蔵委員会が詰めに入つておつた、そして、この共済法の母法とは申しませんが、けれども、ある意味では母法と言ふべき国公共済、こういう問題についての話し合いが進んでいく、ということについて、公務員部長は御存じですか。

○宮尾政府委員 私がいわゆる山田メモについていただいたお話がございましたような形で承知をいたしましたのは、昨日でございます。

○細谷(治)委員 昨日だった。少なくともこの方向は、このメモに書かれてあるものは、いま審議中の地共済法も含めて共済法について手を加えていくという意味の気持ちなり決意なりというのが私は織り込まれておると理解しているのですよ。でありますから、きのう知つたなんということは職務怠慢じゃないかな、どうなんですか。

○宮尾政府委員 この問題が扱われた場所は、大蔵委員会の場所であるというふうに私も承知をいたしておりますので、その審議の過程で、私も

○細谷(治)委員 あなたの方は地共済法の主管省でしよう。原案を春以来出しておつた、廃案になつた、出してきた。大蔵委員会の方は、個人であれあるいは団体であれ、いずれにしても一生懸命詰めてきた。あなたの方については出しつ放し、廃案、成り行きに任せたとすることは、ある意味では職務怠慢じゃないですか、政務次官、どう思ひますか。

○安田(貴)政府委員 いま御指摘の点については、今日までの委員会の審議の過程についても十分承知をいたしておりますが、私はじきじきの各委員会において、この地方行政委員会としても御審議をいただいた過程があつて今日に至つておると思つておるのでございまして、したがひまして、今日までの地方行政委員会においては、それぞれ適切な御審議が行われたものと存じております。それから、問題は、今回行われておる地方行政委員会において、ぜひとも地方公務員共済組合法に立つておるものでございまして、こういう立場

たいたいの問題は、私もそのメモ等について内容をよく承知いたしておりますけれども、そのメモなるもののやはり大蔵委員会における性格のいかんというものを私自身も見きわめてからでないと、このことについてのたいたいの御指摘については答弁ができませんので、先生はよくその辺は御承知でございますが、私もよくメモなるものを勉強させていただきます。そのメモなるものが一体大蔵委員会というふうな扱われたメモなのか、その点がまだ私といたしまして時間をかけないで理解ができませんので、その点に對しましてはもうしばらく御猶予をいただきたい、かように存ずる次第でございます。

○細谷(治)委員 この共済五法というのは、大蔵委員会が二本持つておつて、それから地行、農林、文教と持つておるわけですよ。それは官民と

いうかつこうはありますけれども、共済については大体において内部の骨組みというのは統一されて、大蔵省が中心、こういう形でつくられてきておるわけでありまして、経過の過程においてはお互いに連携をとりながら進めていくということが必要だろうと思ふのですよ。今度の臨時国会はあと十一日までしかなければいいのですよ。そして、こういう社会保障の重要な柱である共済年金問題についての法律案でありますから、しかも恩給のようにはスライドアップ分だけがあつてあとはないというなら話はわかるわけですが、そうじゃなくて、基本的なものがこの法律の中には織り込まれていて、それだけに大変重要な法律であるにかかわらず、横の連携が悪かつたということについては、大蔵が一生懸命に法案を何とかしようとしたが、残念ながら地行とかんとかでは実質的な審議に入つておりませんから、公務員部長うかつとしておつたんだらうと思ひますけれども、今後密接な連携をとつてやっていただきたい。私はかつて経験があるわけでありまして、この委員会が審議して、こういうふうな直したらどうかと言つたら、大蔵の壁が厚うございまして、こういう言葉が公務員部長から、あなたじやありませんよ、前々々々々々の公務員部長から返つてきた。それならばやはり大蔵と横の連携をとりながら、この問題について早く処理をしていく、こういう努力を私はすべきだつた、こう思ふのですよ。これは大臣おられませんから政務次官、篤とひとつ今後の法案に對する、出しつ放しであつて頭を下けたら通るものなんだという、そんなものじゃないのですから……。

○細谷(治)委員 今度の法案では、これは国庫負担割合、こう言つておるわけでありまして、けれども、地共済の場合に言へば、これは国庫負担じゃないんですよ、地方交付税法で処理されておるわけですよ。そこで、当面総額の一割、こうなつておるわけですよ。この山田メモでは野尻課長も御承知のように、「当面の実質一六%を固定することなく、」——法律案の方では当分の間と書いて

いふかつこうはありますけれども、共済については大体において内部の骨組みというのは統一されて、大蔵省が中心、こういう形でつくられてきておるわけでありまして、経過の過程においてはお互いに連携をとりながら進めていくということが必要だろうと思ふのですよ。今度の臨時国会はあと十一日までしかなければいいのですよ。そして、こういう社会保障の重要な柱である共済年金問題についての法律案でありますから、しかも恩給のようにはスライドアップ分だけがあつてあとはないというなら話はわかるわけですが、そうじゃなくて、基本的なものがこの法律の中には織り込まれていて、それだけに大変重要な法律であるにかかわらず、横の連携が悪かつたということについては、大蔵が一生懸命に法案を何とかしようとしたが、残念ながら地行とかんとかでは実質的な審議に入つておりませんから、公務員部長うかつとしておつたんだらうと思ひますけれども、今後密接な連携をとつてやっていただきたい。私はかつて経験があるわけでありまして、この委員会が審議して、こういうふうな直したらどうかと言つたら、大蔵の壁が厚うございまして、こういう言葉が公務員部長から、あなたじやありませんよ、前々々々々々の公務員部長から返つてきた。それならばやはり大蔵と横の連携をとりながら、この問題について早く処理をしていく、こういう努力を私はすべきだつた、こう思ふのですよ。これは大臣おられませんから政務次官、篤とひとつ今後の法案に對する、出しつ放しであつて頭を下けたら通るものなんだという、そんなものじゃないのですから……。

であるわけです。当分の間総額の一割を国庫負担をふやす、これは国公共済についてあるわけですね。「当面の実質一六割を固定することなく、」言

つてみますと、当面総額の一割を国庫負担することとを固定することとを言っていることと、

野尻さん。公務員部長、どう理解しているのか。○野尻説明員 山田先生のメモにございます第三項目の「当面の実質一六割を固定することなく、

厚生年金等他の公的年金制度との整合性に配慮しつつ検討を続ける。」ということでございますが、

私どもこの国家公務員共済組合の場合は一五割を実質的に一割、特別暫定的な措置として一割の負担を今度の改正法の中に織り込んで御審議いただ

いているわけでございます。これは、わが国の公的年金制度全体の国庫負担というものが今後ど

ういうふうに移すか、全体のバランスをとりながら、かつ、年金財政の長期的な見通しを

立てながら今後検討を続けていくべきものであつて、厚生年金が二〇から公務員系統の共済が一六

というふうな割合だけをこれに固定してしまふものではないのだ、それは今後の全体の年金制度における整合性を図るということで検討が続けられていくべきである、このように理解しております。

一割に相当する額をさらに上積みする、こういうふうにしていくものと考えております。

○細谷(治)委員 わかりました。五十五歳から六十歳になる措置として当面総額

の一割を加えた、こう言っているのですから、十五年かかるわけですよ。当面は一割でいいです

けれども、三年ごとに年は一つずつ上がっていくわけですよ。五年分として一割やうたのですか。そう

じゃないでしよう、いまのあなたの言葉ですと。当面一割、そして三年したら五十六歳になる、三

年したら五十七歳になる、それにある程度並行させて上げていく、これはその意味の当面でし

やう。それ以外にないでしよう、あなたのいまの言葉では。そう理解しますが、大臣、いかがです。

非常に重要な点ですから、これは大臣に。○宮尾政府委員 私が答え申し上げたことに關連しての御質問でございますので、私の方からお

答えさせていただきますが、私が先ほど申し上げましたのは、年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げるという改正措置を今回行うことに關連したとして、当面一割の財源の上積み措置を行うことといたした、こういうふうな理解をしておるわけでございます。

大臣、そうでしよう。これはそうですよ、英語じゃないのであつて、日本語ですから。どうですか。——大臣が勉強不足のようですから、ちよつとつけ加えておきます。

野尻さん、かつて、たしか全林野と思うのですよ、これが非常に個人負担が多くなつてしまつて、そして財源率の中から出てくる自分の負担

の五十二割に上つた。これは余りひど過ぎるというわけで、五十を上限ということに

ありませうけれども、五十を上限にして、五十を超えた五十一・五とか五十二ぐらいになっている

ところの部分についてはつかみ金で二割に近い相当額を、負担金を積み上げて出したという例があるわけですよ。それは御存じでしょう。そうい

うことから言つて、これは五十五を六十にするということから当面は一割です、しかし、これは固定しないで、十五年間の間に年齢が上がっていくわけですから、ひとつ国庫負担についても考えま

しょうと、それが「固定することなく、」ということとやないでしやうか。法律にも当分の間と書いたのもそういうことからでしょう。そういうのが常識的な理解じゃないですか。

○野尻説明員 支給開始年齢を十五年から二十年の経過期間を置きながら徐々に六十歳に引き上げていく、それに連動させる形で国庫負担もいわば

厚生年金とのバランスを図るなら二〇に引き上げていく、そういう意味での当面ということではないか、こういうふうな御質問の趣旨かと思ひまして、それについてお答え申し上げますが、私どもの理解はそういうことではございません。あくまでもこの当面と申しますのは、全体の公的年金制度に対する国庫負担のあり方、これが今後どう

で、したがってそういう意味で、固定することはないということもあり得る、こういうことだと思ひます。

○細谷(治)委員 そうすると、当面は一割だけれども、やがて一割は消えてなくなるかしらぬ。あるいは、連動という言葉を私は一つも使つていませんよ。五十五歳から六十歳、連動という言葉

を一つも使つていない、そういうものにとらみ合わせながら、全体のレバリング、バランスとい

うことも考えながら一割というものを、だんだん年上がつていくわけですから、在職者、負担する

人の負担もふえていくわけですから、だんだん国の負担金もふえていくわけですから、これが数字的にもどう見てもそういう言葉しか出てこ

ない。連動という言葉はありません。三年したら一割上げる、これは連動でしやう、そう私は言つてゐるのではない。しかし、当分の間という言葉をここに使つた以上は、これはもう一割というものがゼロになくならないことなんのはなく、実情に合わせながら一割が二割になりあるいは三・五割になることもあるかもしれないけれども、

そういうことになるんだというのが法律の趣旨じゃないですか。大臣、おわかりになつたでしやう。常識的には

そうしか考えられないですよ。これは山田メモの中には書いてありませんけれども、少なくとも共済をやつておる人、しかも負担がどんどん上がつてきておる、そういう段階でありますから、そ

ういう話が出て当然だと私は思ふのですよ。素人じゃないのですから、あなたが主管課長、詰めた方も素人じゃないわけですから、この問題を長年やつておるのですから、当面という言葉はそう理解する以外ないですよ。これをもう一つ、私はこれで打ち切りますから大臣、どうお考えですか。

○後藤田田務大臣 細谷先生の連動するんではない、しかしながら、将来のこの積み増しの問題については、やはりいろいろな見地から検討をしなければならぬ問題だろうと、こう私自身は考えております。というのは、やはり公的年金制度全体

かといひますと、先ほど別枠でという意見もありましたけれども、交付税で基準財政需要額に織り込んでいく。そうしますと、公費負担分と公共団体を持つべき分と合わせて、五十四年度の基準財政需要額は総額で約一兆円ぐらいあると私は見ておるわけですよ。その中において、公的負担の分が一般財源として八百億でありますから、基準財政需要額はどうなっているか。この数字じやないと思ひますし、その辺の問題がありますけれども、そうなるべくと、これは地方財政にとつても大変重要な問題であつて、私はなまやさしく一五はけしからぬ、一六は少ないぞ、だから二〇にしろとか一八にしろとか言うても、その財政の裏づけはやはり忘れることのできないこれから問題だ、こう思つておるのです。その辺ひとつ大臣も、後では人をつかまえることだけが商売でありましたけれども、その前にはやはり財政問題で苦勞した方ありますから、制度さえよくなれば地方の財政はどうだっていいんだ、裏づけがなくなつていいんだというふいふことでは過ぎされませんから、ひとつ真剣に十分な配慮をしていただきたい、私はこう思ひます。一言ありますか。

○後藤田国務大臣 まさにおつしやんとおりで、制度だけで財政の裏打ちがないのでは大変なことですから、それは財政面で十分配慮しなければなりません。ことにこの制度、これは私の印象ですけれども、恐らく市町村が大変なんじやないかなという気が実はしているのです。そういうような意味合いから、財政計画あるいは地方交付税の算定の際にはやはり十分考えなければならぬ、かように考へております。

○細谷(治)委員 大蔵の方もどうも大変恐縮ですが、もう一問。

午前中小川理事の質問の中にもあつたわけでありませうけれども、これから六十歳の年金のルールに乗るということになりますと、五十五歳で首を切られてやめてしまつて六十歳の年金を待てと言つても、今日のこの段階で、家庭としては一番金の要る時期になつてしまふわけですから、五十五

歳を六十歳にするからにはその間の雇用を確保していくことが大前提にならざるを得ない。そして、やめたら年金にドッキングしていく、そのルールに乗っていく、こういうのが社会保障制度として絶対にあるべき土台だろう、こう思ふのです。

その場合に、勸奨退職等がありますと、あなた五十一になつたからそろそろやめてもらえぬかい、あるいはまた特に町村あたりでは、先がつかえてから課長、今度やめてくれぬかい、こういうことがあるのです。都会ではそうでもありませんけれども、町村に行きますと間違ひなく周囲の目が、いままでほかの人は五十五でやめておつたのにあいつはやめなかつたということになつてその役場に動められなくなつてしまふのです。ところが今度五十五でもらえないで六十になりますから、ドッキングしないですから、その間の生活は一体どうなるのか、こういう問題が出てまいるわけですよ。そこで、五十五歳でやめていった人についてはやはりそこで年金にありつける、そういう制度が確立しなければいけません。

その場合には、減額率というものが適用されるわけですよ。その減額率というのは何か計算しますと、いまの四〇というのを七〇から九〇ぐらひにしなければならぬだろう。一年についてです。五十六歳でやめると四〇年分、四、四、十六、一六〇減額を食ふわけですよ。これは大変なことなんです。五十五歳でその周囲の關係からやめざるを得ないというふいふ人、こういう者について減額率というものは大変大きな問題です。この減額率をどうするの。それから、五十一歳になつたのでおまえやめぬかいというところで勸奨、肩たたきを食つた場合、五十五歳になる前にやつた場合、そういう場合には勸奨というのか、強制でありますけれども首切りみたいなものですから、こういう者について減額率というのは、特段の配慮をしてやらなければ年金の思想に合わない、こう思ふのです。こういう問題についてどういふ話し合いが大蔵で行われたのか、ひとつお

聞きたいとおきたいと思ひます。

○野尻説明員 このたびの減額退職年金制度の改正は二つございまして、減額退職年金を選択できる年齢を制限しようということが一つ、もう一つは、減額退職年金の減額率を保険数理に適合するよう率に改めたいこと、減額年金と申ししますのは、もともと支給開始年齢から一〇〇%もらうものをそれより長くもらうことができる制度でございまして、それは早くもらうから年金の総額が大きくなつて得をするとか、そうでない人がいわば比較的損するとかというふいふことがあつてはならないわけございまして、そこは数理的にどうちを選擇しようとか等しくなるということが望ましいものでございまして、原則的にはその減額率は保険数理的に正しいものにしたいことが必要かといふふうに考へてその改正をしたわけでございます。

ただ、いま先生の御指摘にございましてように、本人の意思によらずに勸奨等で退職をしなければならぬような場合には、そういう年金制度上の公平という観点からだけ減額率を決めてしまつたのではやがの毒ではないかということ、そういう場合にはつきましては、その数理的な減額率よりも若干緩和した減額率を定めることができないという余地が、今度の御提案申し上げている法律の中にも規定されておるわけでございます。

そういう点につきまして山田先生にも御説明申し上げましたところ、山田先生の方からは、それはわかつたが、そのほかにさらに一般の勸奨者以外の方、ここにございましてが重労働職等に從事した者についてはさらに何かおまけといひますか、減額率の緩和というところが検討できないのだからかといふようなお話がございまして、これは將來の問題といたしまして、そういうことができればどうか検討させていただいたらいかがか、こういうことを考へている次第でございます。

○細谷(治)委員 恐らく勸奨退職といつてもいろいろありまして、たとえば重労働をやつてゐる、あるいは危険職種をやつてゐる、たとえば消防士

等があります。はしご自動車で三十五メートルも上がつてやるということになりますと、これは二十代でなければ、だんだん年とともに高所恐怖症で足がふるえてしまふのですよ。その仕事はともじやないができません。しかし、そんなできないのならやめてくれ、それならやめましよう、こういうふうな職種によつて耐えられない、年齢的な体力面があつてやめていった場合に、おまえ、いまから消防士をやめてそろばんを握つて經理でもやれと言われたらこれは無理だし、ほかの仕事をするにしてもなかなか無理だ。そういうことでやめていった、そして年金を選択した、こういうことになつた場合に、これについては午前中、たとえば減額率は二、三%くらいにするという話があつたとかなかつたとか、こういうふうな小川さんは言つてゐるわけだ。いずれにしてもいまのお言葉では、将来特例として考慮する、こういうことなすね。

○野尻説明員 山田先生の方からそういうお話がございまして、いま先生の方からお話しございまして二%とか三%とか、現在何%を下回るといふような具体的な数字でのお話は一切ございまして、したがつて、これを現行法で四%を差し引いて、その四%が少し差し引き足りないために今度改めて上げよう、そういう改正を御提案申し上げてゐるところを、四をさらに下回るか、どうで將來考へるといふことは、いまのところ困難ではないかといふふうに私も考へております。

○細谷(治)委員 二%とか三%という言葉はありませんでした、あつたかもしらぬけれども、あなたの方はオーケーはしなかつた。そんなことはとれません、四%より上げようとしてゐるのにそれより下なんかなはとりません。しかし、大変な特殊事情であることを認めになつて、將來検討していく、こういうことなすね。

○野尻説明員 共済年金制度は結局、保険数理に基づいて皆さんの掛金、それから使用者の負担金等で全体の財源を賄うわけでございますから、あ

る特定の方々の条件に特定の厚い給付を差し上げるといふことになりまふと、皆さんが負担する保険料に結局はかぶってくるわけでございまして、それから、そこところは、全体の議論の中で決めていかなければならない性質のものでございまして、なかなかむずかしい話だと考えております。

○細谷(治)委員 まだ数点あるのですけれども、私の時間を一時間としますと大体あと三、四分しかありませんから、委員長に協力する意味において、もうやめます。

○塩谷委員長 部谷孝之君。

○部谷委員 最後の質問でございまして、実は本日、委員会を二つかけ持ちをいたしまして、したがって、質疑応答を伺っていない部分がございまして、あるいは重複があるかもしれませんが、ひとつその点はお許しをいただきまして御答弁をいただきたい、このように思うわけでござい

まきの通常国会におきまして、共済関係の給付改定の諸法案が審議終了となりましたが、このことは、多くの共済年金の受給者、特に該当者の半数以上を占めております地方公務員の退職者の方々に對しまして大きな失望を与えたと思うのでございまして。いま私のところには多くの該当者の方々から、ぜひともひとつ今国会において成立を図ってほしい、こうした陳情が寄せられておるのでございまして、こうした該当される方々にとつては実は切実な問題であらう、このように思うわけでございまして。しかし、さきの通常国会ではそれなりの理由があったのでございまして、地方公務員共済につきましては質疑も行われな

い、今臨時国会においての成立はきわめて緊急な不可欠な課題である、このように思うのでございまして、まず私は、こうした私の立場を明らかにしました上で、こうした観点に立つて本案に對する若干の質疑をしたい、このように思っております。この改正案は、過去衆参両院で付されました附

帯決議、あるいは共済年金制度懇談会の共済年金制度改正の検討項目整理メモのうちで、当面早急に取り上げるものとして挙げられました項目は、いさゝかの積み残しはございますけれども、かなり積極的に盛り込まれた努力が見られるのでございまして、そういう意味でおおむね妥当なものである、このように思うのでございまして。しかし、若干の問題点なしとしない、こういうふうな考え

るわけでございまして。特に余生を送っておられる年金受給者にとりまして毎年のこの改定は、いわば千天の慈雨とも言えるものでございまして、そういう立場を理解いたしますならば現在、年金額の改定は改正法案が毎年提出される仕組みになっておるのでございまして、国家公務員の場合も含めまして、人事院勧告の賃金の引き上げにスライドするように法制化すべきであらうと思うわけでございまして。毎年毎年年金額の改定に関する法律案を提出いたしますことは、事務の煩瑣を伴いまして、行政の簡素化と逆行するものではないかと考えるのでございまして、また、そのときどきの国会の情勢によりましては審議終了の不安なしとしないのでございまして、こうした点は十分配慮すべきでござい

ます。厚生年金では物価スライド制を採用しておりますのでございまして、公務員共済の年金額の改定につきましても、少なくとも人事院勧告に準じて自動的にスライドできるように改正すべきであらうと思つてございまして、この点につきましても御答弁をいただきたいと思つております。

○宮尾政府委員 共済年金の額の改定につきましては御存じのように、恩給年額の改定方式に準じまして昭和四十八年以来、現職の公務員の前年度の給与改善率に準拠して行つて、こういうことでまいっております。したがって、これは実質的には給与スライド方式が実施をされているといふふうに理解をしてもいいと考えておるわけでござい

ます。ただ、この給与改善率に準拠して改定するという方式が年金額の改定の場合の最善の方法のものであるかどうかということにつきま

しては、まだ検討する余地も残っておりますし、結論が得られていない問題でございまして、いま直ちに自動的に賃金スライドという形で法制化することについては、いろいろ問題があるかと考

えておりますが、なお今後の検討課題であらうといふふうに存じておるわけでござい

ます。○部谷委員 次に、この議案が成立いたしますと、当然の帰結といたしまして、ある経過措置を経て受給開始が六十歳ということになるのでござい

ますが、申し上げるまでもなくわが国の公務員は、明治以来の官吏制度を受け継ぎまして、戦後の新しい公務員制度として再発足したものでござい

ます。そういうことからいいますと、受給の開始年齢と最終の退職勧奨の年齢とは自動的に一致する、つまり連動させなければならない、このように思うわけでござい

ます。○部谷委員 次に、この議案が成立いたしますと、当然の帰結といたしまして、ある経過措置を経て受給開始が六十歳ということになるのでござい

ますが、申し上げるまでもなくわが国の公務員は、明治以来の官吏制度を受け継ぎまして、戦後の新しい公務員制度として再発足したものでござい

ます。そういうことからいいますと、受給の開始年齢と最終の退職勧奨の年齢とは自動的に一致する、つまり連動させなければならない、このように思うわけでござい

ます。○部谷委員 次に、この議案が成立いたしますと、当然の帰結といたしまして、ある経過措置を経て受給開始が六十歳ということになるのでござい

ますが、申し上げるまでもなくわが国の公務員は、明治以来の官吏制度を受け継ぎまして、戦後の新しい公務員制度として再発足したものでござい

ます。そういうことからいいますと、受給の開始年齢と最終の退職勧奨の年齢とは自動的に一致する、つまり連動させなければならない、このように思うわけでござい

ことは、これは制度的にきわめて大きな不安を將來に向かつて公務員に与え、私は思うわけでございまして、その辺の原則はいまここでございまして、決めておいていただきませんと、私も今度のこの制度につきまして、私も関係のある公務員の皆さんともいろいろ話してみたいけれども、一番ポイントとしておられるところはやはりそのところであつたと思うわけでございまして。

こうした問題に対して、そういった方向を指向するような御意見もいろいろ出ており、これを勘案してやりたいということでございますが、もう少し歯切れのいい御答弁を私は期待するのですが、いかがでございますか。

○宮尾政府委員 たてまえとしては必ずしも一致する必要はないということをご申し上げました。しかし、現実の問題といたしましては、そこにすぎ間というものがないことが望ましいし、また、今後の高齢化社会ということをご踏まえまして、そういう方向で検討することが非常に重要な課題であるというふうに私は認識をいたしております。したがって、六十歳に支給開始年齢が引き上がるについては相当長い時間もありますので、個々の地方団体でそれぞれ実情に応じて措置をしておられます勸奨退職という制度につきましても、この年金制度のこういった改正の方向を十分踏まえまして、そういう雇用保障ということに欠けることのないような運用というものを期していくべきであるし、私もまたそういうことで努力をしていく所存でございます。

○部谷委員 次に、いつも官民格差という問題がいろいろと言われるわけでございまして、そういう観点から特に世論の批判を浴びておりますのに、これも先ほど質疑もあつたようでございまして、高級官僚の年金額ないしは高所得者の年金受給者の問題でございます。すなわち、高級官僚は年金と天下り先の給与の二重取りがあり、さらに渡り鳥と言われる高級官僚のまた取り、そういうものが強く世論の指導を受けておられるわけでございますが、こうした弊害は当然除去されなければ

ならないと思ひます。そして、高所得を有する退職年金の支給制限の改正理由といたしまして挙げておられる皆様方の御主張を讀んでみますと、「公的年金制度においては、保険集団離脱をもって年金を支給するのが建前となつてゐるが、退職年金は老齢により所得能力を喪失した者に對する所得保障を目的として構成されてゐる制度でもある。」わけでありまして、保険集団を離脱した場合でも、高度の所得能力を保持してゐる者に対して、「無条件に退職年金を支給することは、退職年金本来の趣旨にそぐわない」と、こういうふうには言つておられるわけでございまして、そのことは當然だと思ひます。そういう意味で、高所得を有する退職年金の受給者の方々に對する年金の支給制限をされたことは、評価できると思ひます。

ただ、いまこの六百万円という制限、これはよく見ますと、課税対象所得金額六百万円というふうになつておると思ひますので、この課税対象所得六百万円ということはいわゆる通常で言うところの所得、これで言うところの所得になるのか、その辺の数字がわかりでございまいしょうか。

○宮尾政府委員 課税対象となる給与所得金額が六百万円というのは、おおむね九百万程度というふうにご考へております。

○部谷委員 つまり九百万という数字は、いま六百万という数字で言うところの数字、これは庶民の感覚からいいますと、きつめて高い数字だと思ひますが、これをさらに引き下げていかれる御意思はございせんか、お尋ねいたします。

○宮尾政府委員 今回のいわゆる高所得者に対する支給制限の措置につきましては、恩給制度におきましても同様な仕組みがございまして、恩給の方では、六百六十万円を超える者について、恩給の支給制限を行う、こういうふうになつておると思ひます。このこととのバランスも考慮をいたしまして、課税所得六百万円を超える者、こういう一つ

の線を考えたわけでございまして。したがって、どこに線を引くのがいいのか、常識的であるかという点については、いろいろな考え方があるまいし、そういう点については、また今後ともいろいろ議論はしてみなければいけない問題ではあるかと思ひますけれども、恩給制度との関係、あるいはこれは地方公務員共済だけの問題でございまして、各共済制度にも絡む問題でございまして、そういう点については今後ともまた関係のところとの協議をしながら、検討をしてみる問題だと思ひます。

○部谷委員 次に進みます。国民の寿命が漸次延びてまいりまして、したがって年金受給者が増加し、いわば危機的な財政状態を打開するために支給開始年齢の引き上げがなされたわけでございまして、そうした措置をいたしましたにもかかわらず、共済組合員に對する保険料の負担は異常にふえる傾向にあると私は考へるわけであります。

こうした状態がだんだんと進んでまいりますと、制度自体の破綻に通じかねない、こういうふうな憂慮をしておるのでございまして、今回、「現行の長期給付に要する負担のほか、総財源の一定に相當する金額の範囲内で政令で定めるところにより地方公共団体が負担する」と、こういうふうになつたのでございまして、こうした措置は、つまり一割の措置は、さらに年次のにふやしていきたいという御答弁もさきあつたような記憶もするのですが、それでも、この一割の措置というものは将来に向かつてどういうふうにお考へになつておられるのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○宮尾政府委員 今回、支給開始年齢を引き上げるといふ措置を講ずることとしたしました関連等もございまして、また年金財政の状況にもかんがみまして、当分の間、一割の範囲内で所要の公的負担の措置を講ずる、こういうことを措置しようと思ひます。これは、いわゆる公的年金におきます公的負担の割合につきましては、共済制度の中でも負担率

が違ふとか、あるいは厚生年金との関係が違つておるといふような議論がございまして、これまでいろいろな関係省庁の間で検討を重ねてきておるわけでございまして、これを基本的なところからいふにすれば、こういうことにつきましては、これは社会保険制度全般におきます公的負担のあり方の問題に絡む問題でございまして、これは國の財政、地方の財政あるいは各公的年金制度の仕組みの問題等を十分検討しながら、その問題に取り組んでいかなければならない問題でございまして、したがって、それはそれといたしまして、今後の検討課題でございまして、当分の間の措置として一割を今回特別に措置をする、こういう趣旨で措置を行おうと思ひます。

○部谷委員 いまお話がございましたように、厚生年金では二〇%、農林、私学教職員については一八%、それからいまの公務員の関係が一五%であつたやつを、一六、こういうふうになつたところを見ますと、ほかの年金制度との間のアンバランスを埋めたというふうにご考へられるわけなんです、そういうことになりまして、さらにそのギャップを埋めていくための特別の措置が將來に向かつてまたなされるのではないかと、同時にまた、してはしいという受給者として被保険者の希望があると思ひますが、そうしたことに對する対応措置として今後続けられるということではないのですか、その辺はどうなんですか。

○宮尾政府委員 厚生年金が二〇%、それから私学、農林等におきましては一八%、こういうふうな共済年金の中あるいは他の公的年金の制度の間で負担率が異なつておるといふことにつきましては、かねがねから議論があるところでございまして、この問題につきましては先ほど申し上げましたように、各公的年金の発足の時期とかあるいは沿革とかあるいは制度の仕組み、給付内容、こういうふうなものもかわつておる問題でございまして、そういうことも十分踏まへながら、いかにあるべきかということをご考へに検討しなければなら

ない課題だというふうに私もは考えておりません。ただこれにつきましては、短時間に早急に結論をなかなか出すような問題ではありませんで、相当突っ込んだ検討を要する課題であらうというふうに考えておるわけでございます。

○部谷委員 次に、配偶者の未定部分に対する範囲の拡大についてでございますが、昭和四十六年の法改正に伴いまして、被保険者の配偶者で収入があつて扶養家族でなかった場合も、四十六年の十月一日以降の事案からは遺族年金の適用を受ける、こういうふうになつたようでございます。それ以前の事例につきましては、なお従前の例によるということになつておりまして、いまだ遺族年金の対象になつておらないと聞いております。したがつて、四十六年九月三十日以前における配偶者の方に対して拡大するという御意思はないのかどうか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 昭和四十六年の改正におきまして、配偶者である遺族につきまして生計維持要件を要しない、こういう改正を行つたわけでございますが、この改正措置は、改正後におきまして給付事由が生じた者について適用する、こういうことにされております。そこで、それ以前の問題についてはその適用がない、こういう問題があるわけでございます。これは、共済制度のこれまでの仕組みといひますか考え方といひまして、給付条件等の改正を行う、たとえば給付額を引き上げるとかというふうなそういう改正については、従来からさかのほつてその措置を適用するというふうなやり方をいたしておるわけでございますが、その資格要件にかかわるようなものにつきましては、それは改正後の時点から適用する、こういう仕組みですつときておるわけでございます。したがつて、これは資格要件の発生とそれから受給要件の改善措置というものの適用時期の考え方を、そういうふうにするのがよからう、妥当であらう、こういう考え方のものでやつておる問題でございまして、ただいま御指摘の問題についてはそういうことからいきまして、これは非常にむづかしい問題であるというように私どもは考えておるわけでございます。

○部谷委員 四十六年十月一日以降であれば適用されるけれども四十六年九月三十日以前であるから適用されないという件数はどれくらいか、つかんでおられるでしょうか。

○宮尾政府委員 ちよつとその具体的な数字を私どもつかんでおりませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○部谷委員 これは、その対象者はきわめて少ないであらうということは容易に想像されるわけでございます。乏しきを憂えず等しからざるを憂うという言葉がございまして、私はやはり政治の一番根柢はここにある、あるいは行政の一番大事なところはそこにあると思つたわけでございまして、そうした等しからざるを憂へようという状況は一日も早く解消する努力をすべきである、このように私は思つてございまして、ひとつ今後の検討の中でそういう方向を御検討いただきたい、このように思ひます。

最後にもう一点だけお尋ねしておきたいと思うのですが、極度に悪化しておる地方自治体の財政を再建するためにも、行政改革というものが当然積極的に推進されなければなりません。今後、地方自治体のそういう行政改革が進められる中で、人員の整理というふうなこともあるいは起つてくるかもしれないということも一応想定がされると思うのですが、そういう場合に、いわゆる切り捨て御免的なやり方、そういうものが許されないことは当然でございます。やむを得ず人員整理を行うという事態が仮にやつてきた場合に、こうした退職者の方々の年金支給というものは当然、行政あるいは企業の責任によつてこれを措置していくべきでございまして、こうした行政責任によつて起つた退職者に対するものを残つた職員に負担を負わせるというふうなことがあつてはならない。そういう状態はきわめて過酷でございまして、から、そういう場合に対しては特別措置を講ずる必要がある、このように思つてございまして、

そうした整理の問題のほか、必要な人事管理上やむを得ず退職されるような場合もございまいしうし、これと少し違ひますが、警察官や消防官のように、いわば日夜生命を賭して民生の安定に寄与されておるような職種、そういう方々に対する特例、いろいろなそうした特例に対する措置というものが必要になつてくると思つてございまして、そうした財源はひとつ全額使用者の責任において措置を講ずる必要があると思つて、が、こういうことについての御方針を伺いたいと思ひます。

○宮尾政府委員 これからの簡素にして効率的な行政というものを目指していくためには行政上、人事管理面におきましてのいろいろな問題といひますか、行政整理等の必要性というものも出てくる可能性は十分あるわけでございまして、その際、そういった要請に基づき年金の所要財源の負担につきまして、後代に余り負担をかける、残つた職員に負担が重くなる、あるいは、そういう要請に基づいて退職勧奨等を行つた場合には年金所要財源もふえてくる、こういうような点について、地方公共団体の立場から公的負担というものをどうするか、こういう御趣旨だと思ひます。ただこれは、そもそも共済年金制度の仕組みの中に、ある程度のといひますか、一定の数理計算に基づき経費と所要額、こういうものを平均的に、じきながら運用しておるという仕組みになつておるわけでございまして、そういう所要経費につきましては三者で負担をする、こういうことにされておりますので、これを何らかの形でその部分にかかる金額を地方公共団体が負担をする、こういうことはなかなかむづかしいことであらうというふうに存じております。

○部谷委員 以上をもつて、私の質問を終わります。

○壇谷委員長 この際、休憩いたします。
午後四時十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕